# 令和元年　第４回

# 仁 木 町 議 会 定 例 会 会 議 録

開　会　　令和元年１２月１９日（木）

閉　会　　令和元年１２月１９日（木）

仁　木　町　議　会

# 令和元年第４回仁木町議会定例会議事日程

◆日　　時　　令和元年１２月１９日（木曜日）午前９時３０分　開会
◆場　　所　　仁木町役場　３階議場

◆議事日程

| | | |
|---|---|---|
| 日程第１ | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第２ | 議会運営委員会委員長報告 | |
| 日程第３ | 会期の決定 | |
| 日程第４ | 諸般の報告 | |
| 日程第５ | 行政報告 | |
| 日程第６ | 報告第１号 | 平成30年度各会計決算特別委員会審査報告書 |
| 日程第７ | 承認第１号 | 専決処分事項の承認について<br>令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第２号） |
| 日程第８ | 承認第２号 | 専決処分事項の承認について<br>令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第１号） |
| 日程第９ | 一般質問 | 公共土木施設の維持管理について（佐藤秀教議員）<br>本町が目指す農業とは（野崎明廣議員）<br>子育て環境授実に向けた保育士確保の施策は（麿　直之議員）<br>本町における保育の現状と課題について（門脇吉春議員）<br>ＪＲ函館本線の存続について（上村智恵子議員） |
| 日程第10 | 議案第１号 | 仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第11 | 議案第２号 | 特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第12 | 議案第３号 | 仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第13 | 議案第４号 | 令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第４号） |
| 日程第14 | 議案第５号 | 令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号） |
| 日程第15 | 議案第６号 | 令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第16 | 議案第７号 | 令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号） |
| 日程第17 | 議案第８号 | 報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第18 | 議案第９号 | 仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 日程第19 | 議案第10号 | 仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第11号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第12号 | 仁木町地域公共交通活性化協議会設置条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第13号 | 仁木町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について |
| 日程第23 | 議案第14号 | 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について |
| 日程第24 | 発委第３号 | 仁木町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例制定 |
| 日程第25 | 諮問第１号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第26 | 意見案第10号 | 国による妊産婦医療費助成制度創設並びに、福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止を求める意見書 |
| 日程第27 | 意見案第11号 | 授業料減免制度の現行水準を維持することを求める意見書 |
| 日程第28 | 委員会の閉会中の継続審査 | |
| 日程第29 | 委員会の閉会中の所管事務調査 | |

# 令和元年第４回仁木町議会定例会会議録

開　会　　令和元年１２月１９日（木）　　午前　９時３０分
閉　会　　令和元年１２月１９日（木）　　午後　５時０４分

---

議　　長　　横　関　一　雄　　副　議　長　　宮　本　幹　夫

---

出席議員（９名）

| | | |
|---|---|---|
| １　番　　麿　　直　之 | ２　番　　木　村　章　生 | ３　番　　門　脇　吉　春 |
| ４　番　　佐　藤　秀　教 | ５　番　　嶋　田　　茂 | ６　番　　野　崎　明　廣 |
| ７　番　　上　村　智恵子 | ８　番　　宮　本　幹　夫 | ９　番　　横　関　一　雄 |

---

欠席議員（０名）

な　　し

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

| | | | |
|---|---|---|---|
| 町　　長 | 佐　藤　聖一郎 | 産　業　課　参　事 | 四十坊　供　之 |
| 副　町　長 | 林　　幸　治 | 建　設　課　長 | 可　児　卓　倫 |
| 教　育　長 | 岩　井　秋　男 | 教　育　次　長 | 奈　良　充　雄 |
| 総　務　課　長 | 新　見　　信 | 学校給食共同調理場所長 | 渡　辺　和　之 |
| 財　政　課　長 | 渡　辺　吉　洋 | 農業委員会会長 | 鶴　田　壽　廣 |
| 会　計　管　理　者 | 伊　藤　利　文 | 農業委員会事務局長 | 泉　谷　　享 |
| 企　画　課　長 | 嶋　井　康　夫 | 選挙管理委員会委員長 | 芳　岡　　廣 |
| 住　民　課　長 | 川　北　　享 | 選挙管理委員会書記長 | （新　見　　信） |
| ほ　け　ん　課　長 | 岩　佐　弘　樹 | 代表監査委員 | 原　田　　修 |
| 産　業　課　長 | 鹿　内　力　三 | 識見監査委員 | 今　井　聡　裕 |

---

議会事務局職員出席者

| | |
|---|---|
| 事　務　局　長 | 浜　野　　崇 |
| 総務議事係主任 | 佐　藤　祐　亮 |

---

開　会　　午前　９時３０分

---

**○議長（横関一雄）**おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、９名です。定足数に達していますので、只今から令和元年第４回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

---

日程第１　会議録署名議員の指名

**○議長（横関一雄）**日程第１『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、５番・嶋田議員及び６番・野崎議員を指名します。

---

日程第２　議会運営委員長報告

**○議長（横関一雄）**日程第２『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。野崎委員長。

**○委員長（野崎明廣）**皆さんおはようございます。

議会運営委員会決定事項について報告いたします。

本定例会を開催するにあたり、去る12月10日火曜日、議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件について申し上げます。本定例会には、報告１件、承認２件、議案14件、発委１件、諮問１件、意見書２件の合計21件が付議されております。他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が、５人から５件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第５までは、これまでと同様に進めます。日程第６・決算特別委員会審査報告書については、委員長報告の後、審議を一括して行い、付託議案ごとに討論・採決を行います。日程第７から第８の専決処分事項の承認については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第９・一般質問については、通告順に従って、佐藤議員１件、野崎議員１件、麿議員１件、門脇議員１件、上村議員１件の順番でございます。日程第10から第12の条例改正については、３件を一括議題とし、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第13から第16の補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第17から第18の条例改正については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第19から第22の条例制定については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第23の事務委託については、即決審議でお願いいたします。第24の発委については、即決審議でお願いいたします。日程第25の諮問については、提案説明後、会議を休憩に移し別室にて協議の上、即決審議でお願いいたします。日程第26から第27の意見書については、いずれも即決審議でお願いいたします。なお、提出者及び賛成者についてはお手元に配布のとおりでございます。日程第28・委員会の閉会中の継続審査、日程第29・委員会の

閉会中の所管事務調査については、お手元に配布のとおり、各委員長から申し出がございます。

続いて、会期について申し上げます。令和元年第４回仁木町議会定例会招集日は、本日、12月19日木曜日。会期は、開会が12月19日木曜日、閉会が12月20日金曜日の２日間といたします。

最後に、その他事項として、本日12月19日木曜日の昼食時に、学校給食試食会を実施いたします。内容はお手元に配布のとおりでございます。また、当面する行事予定につきましては、お手元に配布のとおりでございます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

**○議長（横関一雄）**委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

---

## 日程第３　会期の決定

**○議長（横関一雄）**日程第３『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日12月19日から12月20日までの２日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日12月19日から12月20日までの２日間とすることに決定しました。

---

## 日程第４　諸般の報告

**○議長（横関一雄）**日程第４『諸般の報告』を行います。

最初に地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者はお手元に配布のとおりです。

監査委員から、令和元年度第７回から第９回までの例月出納検査報告書が提出されております。

次に、９月25日開催の令和元年第３回定例会以降の議長の活動報告を印刷し、お手元に配布しております。10月23日から25日までの日程で、北後志町村議会議長会によります議長研修が行われ、徳島県勝浦町を訪問し、議会改革について研修を行ってまいりました。勝浦町議会では平成24年から議会改革に取り組んでおり、これまで通年会期制の導入や常任委員会の廃止、読会制の導入など、様々な改革に取り組んでいました。中でも読会制の導入は、常任委員会の廃止によって生まれた新たな試みで、今までの既成概念に捉われない、とても斬新な発想だと思いました。読会制の流れは、予算や決算などの審議を３分割し、第１読会では提案説明・質疑を行い、第２読会では公聴会の開催や参考人招致、議員間の自由討議もここで行います。また、第２読会では、修正案も提出可能としており、その内容は、第３読会へ付されます。第３読会では、討論・採決を行うという流れになります。このように、読会制を導入することで、第１から第３までの各読会でメリハリが生まれ、スムーズでなおかつ議員や町民にとってもわかりやすい審議が可能であると思いました。

11月12日には、後志町村議会議長会によります中央要望が実施され、私もその一員として道内選出国会

議員に対し、北海道横断自動車道（黒松内～小樽間）の早期整備に関する要望運動を実施してまいりました。

また、11月13日には、全国町村議会議長会設立70周年記念式典、並びに第63回町村議会議長全国大会が東京都のＮＨＫホールで開催され、出席をしてまいりました。今年で70周年を迎えました全国町村議会議長会の記念式典には、安倍総理大臣や高市総務大臣など来賓各位の出席を仰ぎ、出席者の皆さんからお祝いの言葉が述べられました。式典終了後、引き続き全国大会が開催され、全国926町村議会の総意として北海道における交通体系に関する要望をはじめ、全国各地区要望事項９件を含む37件、議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備に関する重点要望14件、並びに東日本大震災等大規模自然災害からの復興及び災害対策に関する特別決議など特別決議２件、更に豪雪地帯の振興に係る要望事項８件、豪雪地帯対策の充実強化をはじめとする決議８件を満場一致で採択し、同日、全国町村議長会　正副会長・理事による国への要望行動が行われたところであります。

続いて、広域連合議会等の開催状況について報告したします。北後志消防組合議会及び北後志衛生施設組合議会両議会の臨時会が10月３日に開催され、私が出席しております。10月21日には北しりべし廃棄物処理広域連合議会の定例会が開催され、私と宮本副議長が出席しております。また、後志教育研修センター組合議会の定例会が10月18日に開催され、組合議会議員であります佐藤議員から復命書の提出がありました。11月29日には後志広域連合議会の定例会が開催され、広域連合議会議員であります宮本副議長から復命書の提出がありました。それぞれの議会における議決内容については、お手元に議案の抜粋を添付しておりますので後程ご高覧願います。

なお、議長の活動報告の詳細は、事務局に復命書を提出しておりますので、必要な方は後程ご高覧願います。

本年も残すところ10日余りとなりました。日増しに寒さも厳しくなり、これからが冬本番となります。議員各位をはじめ、関係各位には体調管理を十分に行い、ご健康に留意されまして、輝かしい新年を迎えられますことを念じ、私の諸般の報告といたします。

---

日程第５　行政報告

**○議長（横関一雄）**日程第５『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

**○町長（佐藤聖一郎）**令和元年第４回仁木町議会定例会が開催されるにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和元年第４回仁木町議会定例会を招集いたしましたところ、横関議長、宮本副議長をはじめ、議員各位におかれましては、何かとご多忙のところ、このようにご出席を賜り厚く御礼申し上げます。また、原田代表監査委員、今井監査委員、鶴田農業委員会会長、芳岡選挙管理委員長におかれましても万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今、新たな総合計画策定に向けた準備を進めているところでありますが、平成23年８月１日に改正地方自治法が施行され、地方自治法第２条第４項にあった「市町村はその事務を処理するに当たっては、議会

の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」という規定が削除されました。これにより、基本構想を策定するか否かは市町村の判断に委ねられることとなり、議会の議決の有無を含め、基本構想を策定する際の手続についても市町村が決めることとなりました。基本構想策定義務付が廃止となり８年が経ちましたが、実情として策定義務付廃止後もほとんどの団体が基本構想を策定している一方で、まだ多くはないものの従来とは異なる構成の総合計画や、抜本的に異なる方針や計画により行政運営を行う例も見られ始めており、今後こうした計画の多様化が進む可能性があるものと見ております。そもそも地方自治法における基本構想策定義務付が廃止されたのは、地方分権の一環として市区町村の自主性の尊重と創意工夫の発揮を期待する観点から措置されたものであります。こうした動向に対し市町村においては、法の枠組みがない中で改めて総合計画の位置付とその内容を見直し、自らの責任と判断の下に、まさに必要かつ有効な総合計画の策定とその運用の仕組を確立し、これを地域住民にわかりやすく示すことが必要となってきており、今、本町が策定を進めております「第６期仁木町総合計画」の中でも、そのことを重視しながら取り組んでいるところであります。

先日、１回目となります総合計画審議会が開催され、メンバーとしてはそれぞれの組織団体の代表者をはじめ、学識経験者や住民から公募した方々が集い、顔合わせをしたところであります。また、９月から計６回実施しました町民ワークショップでは、幅広い年齢層の参加者が忌憚のない意見を出し合いながら皆さんが想い描く未来の町の形を提案・発表していただきました。今後、新たに策定する仁木町の総合計画が決して絵にかいた餅とすることなく、町民皆さまの共通目標として抱え・共有しながら取り組める仕組み作りを構築してまいりたいと考えております。

さて、本題に戻りますが、本定例会には、野崎議会運営委員会委員長からご説明がありましたとおり、承認２件、議案14件、諮問１件、計17件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げまして、令和元年第４回仁木町議会定例会開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

はじめに、全国町村長大会について申し上げます。全国町村長大会が、11月27日、東京・渋谷のＮＨＫホールにおいて、全国926の町村長と都道府県町村会関係者及び来賓の安倍晋三内閣総理大臣、大島理森衆議院議長、山東昭子参議院議長、高市早苗総務大臣、北村誠吾まち・ひと・しごと創生担当大臣、武田良太内閣府防災担当大臣、鈴木俊一自由民主党総務会長、松尾文則全国町村議会議長会会長など、約1300名が出席して開催され、私も出席してまいりました。始めに、荒木泰臣会長（熊本県嘉島町長）が挨拶に立ち、「近年、頻発化・激甚化・広域化する自然災害は、住民生活・産業経済に計り知れない多大な影響を与えている。地方創生の大本には安心安全な地域づくりがある。国民の生命・財産を守り、災害に強い国づくりをさらに強力に進めなくてはならない。私たち自ら地域防災力向上への更なる取組とともに、大規模災害に対する防災・減災対策の一層の強化を国に求めていく。全国の町村は、食料やエネルギーの供給、水源の涵養、国土の保全などの国民生活に欠くことのできない役割を担い続けており、私たち地域社会を次の世代が希望を持って継承していけるよう日々懸命に取り組んでいる。令和の新時代の国づくりは、東京一極集中の是正と、地域の多様性を活かした分散型国土の形成が必須の取組であり、「小さくとも多様な

町村の価値」を向上発展させるため、我々町村長はその先頭に立って挑戦し続ける決意である。相互の連携を一層強固なものとし、直面する課題、将来にわたる困難な課題に一致結束して、積極果敢に取り組んでいこう。」と力強く訴えました。次に、安部晋三内閣総理大臣から「全国各地で、台風、地震、集中豪雨、記録的な暴風雨などにより、自然災害が相次いだ。一連の台風災害等による被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージを取りまとめ、1300億円を上回る予備費の使用を決定した。その上で、補正予算を編成し、被災地の復旧・復興を切れ目なく支援するとともに、今般の災害で得られた課題や教訓を踏まえて、国土強靭化を更にパワーアップしていく。先月、幼児教育・保育の無償化が実現した。来年４月からは、真に必要な子どもたちの高等教育も無償化する。令和の時代にふさわしい子どもからお年寄りまで、全ての世代が安心できる社会保障制度を大胆に構想していく。来年には、オリンピック・パラリンピックが開催される。日本全体が未来への躍動感で満ち溢れている今こそ、常にチャレンジャーの気持ちであらゆる政策分野においてこれまでの発想にとらわれない、大胆な改革に挑戦していく。」と挨拶がありました。このあと、出席した来賓からの挨拶と小田切徳美明治大学教授から町村へのメッセージをいただき、議長選出を経て議事に入りました。議事では、大会運営委員会で決定した町村行財政をめぐる諸問題の解決に向け、１つ、東日本大震災、熊本地震及び大型台風・豪雨災害等からの復旧復興の加速化を図るとともに、激甚化・広域化する自然災害に対する全国的な防災・減災対策を強化すること。１つ、一億総活躍社会の実現に向け、地方創生の更なる推進を図ること。１つ、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充するとともに、地方交付税等の一般財源総額を確保すること。１つ、ゴルフ場利用税を断固として堅持すること。１つ、田園回帰の時代を拓き、都市と農山漁村の共生社会を実現すること。１つ、地方分権改革を推進すること。１つ、農林漁業の振興による農山漁村の再生・活性化を図ること。１つ、ＴＰＰや日欧ＥＰＡ、日米貿易協定の締結による影響を見据え、国内農林水産業対策に万全を期すこと。１つ、国産木材の一層の需要拡大・利用促進による林業の振興を図ること。１つ、過疎対策を推進するための新たな法律を制定すること。１つ、参議院の合区を早急に解消すること。１つ、領土・外交問題・国民の安全保障に毅然とした姿勢で臨むことの12項目の決議案と「これからの町村行政と新たな圏域行政に関する特別決議」及び「農村価値の創生に関する特別決議」並びに「防災・減災対策の更なる強化・推進に関する緊急決議」、さらには、令和２年度政府予算編成及び各種政策の具体化に向けた大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策の強化、地方創生の更なる推進、町村自治の確立、地方税財政、地域医療、介護保険制度及び国民健康保険、教育施策等の推進、農林水産業、選挙制度、国土政策及び新たな過疎法の制定に関する10項目の重点要望と、大規模震災・豪雨災害等からの復旧・復興と全国的な防災・減災対策の強化を始めとする34項目の大会要望を満場一致で採択し、同日閉会いたしました。

次に、会計年度任用職員制度の導入について申し上げます。平成29年５月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行され、令和２年４月１日から会計年度任用職員制度が導入されることとなりました。制度導入の背景といたしましては、行政需要が高度化、複雑化する中で各自治体においては臨時的任用職員、非常勤職員（嘱託職員）は公務の重要な担い手となっており、適正な任用・勤務条件を確保することが求められております。しかしながら、嘱託職員などの非常勤任用職員は、法律上、任用方法やその取扱いなどについて明確に定められていない部分もあり、各団体において取扱いがそれぞれ異なる

などの課題がありました。これら課題を解決するため、地方公務員法において、これまでの特別職及び臨時的任用職員の任用根拠などを厳格化するとともに、一般職の非常勤職員については統一的な取扱いを定め、適切な運用を図る制度として、会計年度任用職員制度を盛り込んだ「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が平成29年５月に公布され、来年４月１日から全国全ての地方公共団体において本制度が導入されることとなったものであります。本制度導入に伴い、本町におきましても改正法の趣旨を踏まえ、現行の臨時・非常勤任用職員について、給料、報酬などの給与面に関する規定を整備し、令和２年度からの会計年度任用職員制度に対応していくこととしております。法改正の主な内容といたしましては、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用の厳格化を図ること、一般職の非常勤職員として会計年度任用職員制度を新設するものであります。本町といたしましても、この度の法改正の趣旨を踏まえ、施行に合わせた適切な運用を行うため、今定例会に会計年度任用職員の給与、報酬に関する条例制定及び関連条例に係る整備条例を提出させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、平成30年度決算における財務書類について申し上げます。この度、作成及び公表が義務付けられております財務書類につきまして、統一的な基準による作成及び分析結果がまとまりましたので報告いたします。財務書類のうち、貸借対照表では、これまでに180.3億円の資産を形成し、そのうち、過去の世代や国、道の負担で既に支払いが済んでいる純資産が118.8億円（66％）、将来の世代が負担していくこととなる負債が61.5億円（34％）であることを示しております。なお、これらを住民１人当たり（平成30年度末現在3332人）に換算しますと、資産が541万円、負債が184万円で、純資産が357万円となります。資産で大きな割合を占めるのが道路などのインフラ資産で、資産全体の52％を占め、庁舎、町営住宅などの事業用資産は32％となっております。その他につきましては、基金、積立金が主なものとなっております。一方、負債では、地方債が総負債の88％を占めており大きな割合となっております。概略は以上のとおりでありますが、詳細につきましては、「地方公会計制度統一的な基準による仁木町の財務書類」を別途お手元に配布しておりますので、後ほどご高覧願います。なお、来年１月までに町ホームページ上で公表し、要約版を２月発行の広報にき財政特集号に掲載する予定であります。

次に、ごみの「ふれあい収集」について申し上げます。この度、町では日常のごみ出しが困難で、他からの協力が得にくい一人暮らしの高齢者や障がいを持っている方を対象に、個別に訪問し、声かけによる見守り活動を行いながら、家庭ごみを回収する「ふれあい収集」を開始いたしました。これまで10名の方が利用されており、今後も随時申請を受け付けることとし、担当職員が自宅訪問調査を行った上、利用の可否を決定してまいります。町民皆さまのご協力により、分別収集やリサイクル資源の適正処理が励行され、ごみの減量化が図られているところでありますが、本事業も含めて更なる啓発を推進し、町民意識の向上を図ってまいります。

次に、仁木町プレミアム付商品券事業について申し上げます。仁木町プレミアム付商品券事業につきましては、消費税・地方消費税率の引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、市町村を実施主体とする国庫補助事業として実施し、10月１日から町内２か所の郵便局において、プレミアム付商品券の販売を開始しております。12月６日時点のプレミアム付商品券事業の執行状況は、非課税者分商品券購入引換券の申請受付人数が566人、商品券購入引

換券交付数が542枚、申請なしで交付する子育て世帯主分は62枚となっております。また、商品券販売により商品券購入者から受領した代金の合計は462万4000円となっております。非課税者分申請受付期限及びプレミアム付商品券の販売期限を令和２年２月28日（金）までとしていることから、非課税者からの購入引換券の交付申請を促進するため、広報紙やホームページ等を通じ周知してまいります。

次に、社会福祉法人　北海道社会事業協会余市病院の救急医療に対する財政支援について申し上げます。本年８月６日に北海道社会事業協会余市病院（余市協会病院）より、平成22年度から10年連続となる救急医療に対する財政支援の要望がありました。現在の医療を取り巻く環境は、医師及び看護師等の都市部への偏在化がいまだ改善されておらず、同病院においても診療科の休止や縮小を余儀なくされているところであります。このように常勤医師が少ない中にあって時間外救急を維持するためには、出張医師の報酬、これに携わる当直看護師、放射線技師及び検査技師など、スタッフの人件費や診療材料費などで多額の経費が必要とされております。さらには、看護師確保のため独自の奨学金制度を設け、年間780万円の投資が行われております。以上のことから、救急医療部門につきましては、赤字が常態化しており、現在の救急医療体制を確保するため、北後志５町村に対し2500万円の助成を昨年度に引き続き要望されたものであります。10月23日には、北後志地域保健医療対策協議会総会が開催され、余市協会病院に対し北後志５町村で財政支援をすること、帰省や行楽の際に救急搬送された患者分についても５町村で負担すること、各町村の負担割合は患者数による実績割とすることを決定したところであり、本町の負担額は257万8000円（前年度対比27万3000円の増）となりました。つきましては、今定例会に歳出補正予算を計上させていただきましたのでよろしくお願い申し上げます。

次に、シャインマスカット冷蔵庫導入補助について申し上げます。仁木ハウスぶどう生産組合では、シャインマスカットの長期出荷を目指し冷蔵庫２台を導入したところであります。生食用ぶどうのシャインマスカットは、現在全国的に人気のある品種で、同組合では、道内でいち早く産地化、ブランド化を目指す取組を進めており、平成29年から町、ＪＡ新おたる、後志農業改良普及センター北後志支所などで構成するプロジェクトチームを立ち上げ、支援を行っているところであります。この度導入した冷蔵庫は、先進産地である長野県での取組を調査検討し、同組合においても年末年始で需要の高まる時期まで出荷を延ばすことを目的に導入したものであります。導入にあたり、町を通じて北海道地域づくり総合交付金による助成を要望したところ補助金の交付について決定する旨内示がありました。つきましては、関係する経費について、今定例会に補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

次に、農作物の生産状況について申し上げます。農作物の生産状況に大きく影響する本年の気象は、５月下旬、７月下旬から８月上旬にかけて最高気温が30℃を超える日が多く全体的に気温が高く推移いたしました。また、日照時間、積算温度ともに平年を上回ったものの、積算降水量は611㎜で平年の88％でありました。こうした天候の中、主な農作物の生産状況につきましては、ミニトマトでは７月下旬から８月上旬にかけての高温により軟果が発生した他、収穫が前倒しに進んだこともあり、収穫作業が遅れる傾向にありました。９月は気温の低下などにより収穫量が減少したものの、10月には果実の肥大が良く収穫量はやや多い状況になりました。ＪＡ新おたるミニトマト集出荷貯蔵施設での４生産組合の取扱数量の合計は2641ﾄﾝで、前年対比115％と伺っております。水稲は、本町を含め後志管内の作況指数が101となり、千粒

重は平年並みで、一等米率は70%程度となりました。品種別には「ななつぼし」が全体の52%、「ゆめぴりか」が29%となっております。また、国の米政策により講じられている経営所得安定対策等では飼料用米や蕎麦などの取組に対し7800万円余りが農業者に直接交付されております。サクランボは、着色が良好で糖度も高く平年を上回る良好な出来となり、シーズン後半の品種まで順調に収穫できたため、全体収量では前年対比で140%程度と推計しております。ブドウは、露地・ハウスとも収穫初めが平年より１週間以上早く、糖度の高い果実となりました。醸造用ブドウにつきましても、品種全体では糖度の高い傾向となりました。

次に、Ｇ20観光大臣会合について申し上げます。去る10月25日から27日までの３日間の日程で、世界20の国と地域で構成される、Ｇ20の観光大臣会合と関連行事が、倶知安町のニセコＨＡＮＡＺＯＮＯリゾートを始めとした後志管内各所で開催され、25日（金）にはニセコ町のヒルトンニセコビレッジにおいて歓迎レセプションが行われ、私が出席してまいりました。レセプションには約250名が参加し、鈴木直道北海道知事、赤羽一嘉国土交通大臣のスピーチのほか、学生によるサミット宣言の発表、アイヌ古式舞踊の実演なども行われ、また、会場には地元食材を使った多彩な料理のほか、地酒や道産ワインなども振る舞われ、存分に北海道・後志の食を楽しんでいただいたようでありました。特に、ＮＩＫＩ Ｈｉｌｌｓのワインやシャインマスカットなどが出展され、この機会に大いに仁木町を世界にアピールできたものと考えており、さらに、28日（月）にも各国の報道関係者がエクスカーションツアーでＮＩＫＩ Ｈｉｌｌｓを訪れていただくなど、レセプションでの出展や本町での滞在にご尽力をいただきました関係各位に対し、この場をお借りし心から感謝申し上げる次第であります。

行政報告は以上でありますが、先ほども申し上げましたとおり、別途お手元には、新地方公会計制度基準モデルによる仁木町の財務書類のほか、令和元年度事業発注状況表（契約金額が100万円以上の事業）を配付しておりますので、後ほどご高覧願います。以上で行政報告とさせていただきます。

**○議長（横関一雄）**佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、岩井教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。岩井教育長。

**○教育長（岩井秋男）**令和元年第４回仁木町議会定例会教育行政報告について申し上げます。

はじめに、仁木町学校教育基本方針の策定状況について申し上げます。少子化に伴う児童生徒数の減少や老朽化する学校施設等、山積する学校課題に対応し、本町の子どもたちが義務教育を学ぶ９年間において基本的な方針を示すため、仁木町学校教育基本方針の策定を進めており、この度、ＰＴＡ、校長会、教頭会及び学識経験者で構成する仁木町学校整備促進審議会を設置いたしました。10月９日、町民センターにおいて、第１回目の審議会を開催し、教育委員会から本町教育の現状と課題について説明し、さらに新たな学校の形として、学校教育法の改正に基づく小中一貫教育制度や他自治体の取組事例、今後の進め方などの説明を行ったところです。12月11日には銀山地区（参加者27人）、12日には仁木地区（参加者21人）において、地域住民との意見交換会を実施し、教育委員会から現状と全国的な教育の方向性を説明の後、参加された方から多くの意見がいただけるよう、少人数のグループに分かれてワークショップ方式により意見を取りまとめております。ワークショップでの意見といたしましては、小中一貫教育の実現や部活動の充実、学校に対する地域の思いなどを伺いました。意見交換会を終えまして、学校教育に対する地域の

思いが伝わってきた反面、教育のあり方について私どもからの周知や説明が不十分だったと感じております。これからの進め方といたしましては、将来的な教育の姿を広報などを通じて広く周知することや各学校において保護者が集まる機会に出向き、ご意見を伺うこと、並びに議員の皆さまにもご意見を伺いながら方針の策定を進めていく考えであります。今後におきましても策定状況につきまして報告させていただきます。

次に、令和元年度全国学力・学習状況調査の結果について申し上げます。第３回定例会において教育行政報告しておりました全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」が公表されましたので、報告書に掲載されました仁木町の結果について報告いたします。小学校については、国語のうち、話すこと、聞くこと、書くこと、読むことなど全ての項目において、全国平均を上回っており、算数においても計算や図形などは全国平均となっておりますが、確率や容量を求める「量と測定」についてはやや弱い傾向が見受けられました。中学校については、国語はほぼ全ての項目で全国平均となっており、数学は関数の計算が全国平均を下回ったほかは、全国平均となっており、英語は聞くこと以外の読むこと、書くことなどが全国平均より下回った結果となりました。今後におきましては、今回課題が見られた分野の対策を講じると同時に、全国平均以上の結果が見られた項目は、継続した取組が図れるよう学校に対し指導や支援を実施していきたいと考えております。なお、今回報告しました内容の詳細につきましては、北海道教育委員会のホームページに掲載されており、仁木町のホームページにも本町の結果を含めた後志管内の結果を掲載しております。

次に、仁木町民スキー場について申し上げます。指定管理者であります株式会社北海道名販（代表取締役　元田英樹氏）が管理運営を行っております仁木町民スキー場は、今年度のオープンを12月23日に予定しております。今年度におきましても、町民の冬季スポーツ振興、保健体育の向上及び普及を目指し、地域に愛されるファミリースキー場として、多くの皆さまに利用していただくため、安全管理体制の保持を第一に指定管理者とともに鋭意努力してまいります。

次に、各種大会やコンクールの上位入賞について申し上げます。11月12日、泊村において2019年度後志中文連弁論大会が開催され、仁木中学校から２名が出場いたしました。結果につきましては、２年生の野村陽果さんが「自分らしさ」との発表で１位、３年生の計良春月さんが「食の橋と命の道」との発表で努力賞を獲得しました。また、12月３日、仁木小学校において北海道や北海道教育委員会などが主催している安全マップコンクール優秀作品表彰式が開催されました。これは、学校において防犯や交通事故防止の啓発のため作成している安全マップをコンクールに出品したところ、仁木小学校の５年生全員で作成した安全マップが「北海道警察本部長賞」を受賞したものです。授賞式には、仁木小学校５年生のほか、余市警察署長、仁木町交通安全指導員らが出席し、北海道警察本部生活安全企画課長から表彰状と記念品が授与されました。以上で、令和元年第４回仁木町議会定例会教育行政報告といたします。

**○議長（横関一雄）**岩井教育長の教育行政報告が終わりました。

これで、行政報告を終わります。

---

**日程第６　報告第１号**

平成30年度各会計決算特別委員会審査報告書

**○議長（横関一雄）**日程第６、報告第１号『平成30年度各会計決算特別委員会審査報告書』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。上村委員長。

**○決算特別委員長（上村智恵子）**平成30年度各会計決算特別委員会審査報告書について、ご説明申し上げます。

別冊議案書の１ページでございます。

報告第１号、平成30年度各会計決算特別委員会審査報告書。本特別委員会に付託された次の事件の審査結果を別紙のとおり報告する。令和元年12月19日、平成30年度各会計決算特別委員会　委員長　上村智恵子。記といたしまして、令和元年９月25日付託。

付託事件につきましては、令和元年第３回仁木町議会定例会で付託されました、議案第１号から議案第４号までの平成30年度の一般会計及び３特別会計の歳入歳出決算認定でございます。

２ページをお開き願います。11月５日付け、横関議長宛の委員会審査報告書でございます。審査の結果、平成30年度一般会計及び３特別会計はすべて認定すべきものと決定した旨、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたしました。

３ページは、審査報告書でございます。要旨を説明いたします。付託事件は先に説明したとおり、平成30年度の一般会計及び国保、簡水、後期高齢者の３特別会計、合わせて４会計の決算認定で、これら４会計の歳入歳出決算認定に関する審査でございます。委員会の開催年月日は、令和元年９月25日、10月15日、16日、17日の４日間でございます。委員会出席者、委員会条例第18条の規定により出席を求めた者及び事務局出席者につきましては、記載のとおりでございます。審査の結果でございますが、令和元年第３回定例会において、議長を除く議員８名により構成する平成30年度各会計決算特別委員会が設置され、平成30年度一般会計をはじめ、特別会計３会計の決算認定についての審査付託により、その審査を行ったものであります。審査に当たりましては、４ページに記載の決算審査の意義と考え方、決算審査の視点を全委員が共通認識のもと、町長から提出のありました各会計歳入歳出決算書、決算資料及び主要施策説明書、更には監査委員からの決算審査意見書等々をもとに、町長をはじめ副町長、教育長ほか、各関係課長らの出席を求め、実施したものでございます。一般会計の歳出では、街路灯ＬＥＤ化の効果、地域おこし協力隊の活動状況、ヘルプマークの周知方法、不妊治療の効果、ブランド産地確立事業の内容、新規就農者の受入状況、ワインツーリズム循環バスの効果、ふるさと納税特産品贈呈事業の対応策、除雪対策事業の実施状況、防災行政無線の活用法、スキー場の管理状況、学校給食の運営状況などについての質疑（確認）があり、歳入では、経常収支比率の動向と後志管内の状況、基金積立の概要、滞納者に対する差し押さえの状況などについての質疑（確認）がありましたが、討論はありませんでした。特別会計では、国民健康保険事業特別会計で、財政調整基金の取り扱い、国保税の課税方法についての質疑（確認）がありましたが、討論はありませんでした。簡易水道事業特別会計では、水道の普及率、水道会計の運営状況と一般会計からの繰り入れについての質疑（確認）がありましたが、討論はありませんでした。後期高齢者医療特別会計では、過誤納となった保険料の還付方法についての質疑（確認）がありましたが、討論はありませんで

した。

次に、決定事項でございますが、記載のとおり、平成30年度の一般会計及び特別会計３会計につきましては、いずれも賛成多数により、認定すべきものと決定いたしました。以上、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

**○議長（横関一雄）**委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村委員長、自席へお戻り下さい。

これより、討論・採決を行います。

---

付託議案第１号

平成30年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について

**○議長（横関一雄）**それでは、付託議案第１号『平成30年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第１号『平成30年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第１号『平成30年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

付託議案第２号

平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

**○議長（横関一雄）**次に、付託議案第２号『平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから、付託議案第２号『平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第２号『平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

付託議案第３号

平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

**○議長（横関一雄）**続いて、付託議案第３号『平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第３号『平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第３号『平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

付託議案第４号

平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

**○議長（横関一雄）**続いて、付託議案第４号『平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第４号『平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第４号『平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第７　承認第１号　専決処分事項の承認について

令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第２号）

**○議長（横関一雄）**日程第７、承認第１号『専決処分事項の承認について・令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第２号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

**○町長（佐藤聖一郎）**それでは、承認第１号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。令和元年12月19日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。記といたしまして、令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第２号）となってございます。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和元年11月１日、仁木町長　佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第２号)。令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第２号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ121万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億5078万1000円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。令和元年11月１日専決、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（横関一雄）**渡辺財政課長。

**○財政課長（渡辺吉洋）**承認第１号、令和元年度余市郡仁木町一般会計補正（専決第２号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、10月１日付け人事異動による人件費に係る予算の補正でございます。歳入歳出合計額から補正額の121万3000円を減額し、補正後の合計額を37億5078万1000円とするものでございます。

１ページをお開き願います。第１表　歳入歳出予算補正歳入でございます。19款．繰入金を補正いたしまして、歳入合計額から補正額の121万3000円を減額し、補正後の合計を37億5078万1000円とするものであります。

２ページをお開き願います。歳出でございます。２款．総務費から10款．教育費までをそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計121万3000円を減額し、補正後の合計を37億5078万1000円とするものでございます。

３ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。１款．町税から22款．町債まですべての科目を載せたものでございます。

４ページをお開き願います。歳出でございます。１款．議会費から14款．予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源が121万3000円の減となっております。

５ページをお開き願います。歳入予算補正事項別明細書、歳入でございます。19款．繰入金、１項．基金繰入金、１目．財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため121万3000円を減額するものでございます。

７ページをお開き願います。歳出予算補正事項別明細書、歳出でございます。２款．総務費、１項．総務管理費、１目．一般管理費につきましては33万4000円の減額でございます。３節．職員手当等の減額でございます。

８ページをお開き願います。４款．衛生費、１項．保健衛生費、１目．保健衛生総務費につきましては111万8000円の減額でございます。２節．給料は100万円の減額、３節．職員手当等は50万2000円の減額、４節．共済費は31万3000円の減額、28節．繰出金は国民健康保険事業特別会計への人件費分の繰出金で69万7000円の追加でございます。

10ページをお開き願います。６款．農林水産業費、１項．農業費、２目．農業総務費につきましては22万4000円の追加でございます。２節．給料は13万7000円の追加、３節．職員手当等は８万2000円の追加、４節．共済費は5000円の追加でございます。

11ページをお開き願います。10款．教育費、１項．教育総務費、２目．事務局費につきましては１万5000円の追加でございます。３節．職員手当等の追加でございます。13ページ以降は給与費明細書でございます。以上で承認第１号の説明を終わります。

**○議長（横関一雄）**説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第１号『専決処分事項の承認について・令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第２号)』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第１号『専決処分事項の承認について・令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第２号)』は、承認することに決定しました。

---

## 日程第８　承認第２号　専決処分事項の承認について

令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第１号）

**○議長（横関一雄）**日程第８、承認第２号『専決処分事項の承認について・令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第１号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

**○町長（佐藤聖一郎）**承認第２号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第１項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求める。令和元年12月19日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。記といたしまして、令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第１号）となってございます。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和元年11月１日、仁木町長　佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第１号)。令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第１号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億191万8000円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。令和元年11月１日専決、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、同じく渡辺財政課長の方からご説明申し上げますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます

**○議長（横関一雄）**渡辺財政課長。

**○財政課長（渡辺吉洋）**承認第２号、令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第１号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、10月１日付け人事異動による人件費に係る予算の補正でございます。歳入歳出合計額に補正額の69万7000円を追加し、補正後の合計を２億191万8000円とするものでございます。

１ページをお開き願います。第１表　歳入歳出予算補正、歳入でございます。４款．繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額の69万7000円を追加し、補正後の合計を２億191万8000円とするものでございます。

２ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費を補正いたしまして、歳出合計額に補正額の69万7000円を追加し、補正後の合計を２億191万8000円とするものでございます。

３ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。１款．国民健康保険税から６款．諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

４ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費から６款．予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、一般財源が69万7000円の増となってお

ります。

５ページをお開き願います。歳入予算補正事項別明細書、歳入でございます。４款．繰入金、１項．１目．一般会計繰入金につきましては69万7000円の追加でございます。

７ページをお開き願います。歳出予算補正事項別明細書、歳出でございます。１款．総務費、１項．総務管理費、１目．一般管理費は69万7000円の追加でございます。２節．給料は２万2000円の減額、３節．職員手当等は58万2000円の追加、４節．共済費は13万7000円の追加でございます。９ページ以降につきましては、給与費明細書でございます。以上で承認第２号の説明を終わります。

**○議長（横関一雄）**説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第２号『専決処分事項の承認について・令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第１号)』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第２号『専決処分事項の承認について・令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第１号)』は、承認することに決定しました。

暫時休憩します。

**休　憩　　午前１０時４０分**

---

**再　開　　午前１０時５５分**

**○議長（横関一雄）**休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、９名です。

---

**日程第９　一般質問**

**○議長（横関一雄）**日程第９『一般質問』を行います。５名の方から５件の質問があります。

最初に『公共土木施設の維持管理について』以上１件について佐藤議員の発言を許します。４番・佐藤議員。

**○４番（佐藤秀教）**それでは、先に通告してありました、公共土木施設の維持管理について、質問をさせていただきます。

道路などインフラ整備は町民生活の質を高める重要な要素であり、町づくりの基本でございます。本町では、これまで町民の快適な暮らしの実現と町の健全な発展に向けて、道路・河川など公共土木施設の整

備を進めてまいりましたが、当該施設は年々老朽化しており、補修・更新に伴う費用が益々増大することが予想されます。一方で、本町の財政状況は地方交付税など依存財源が歳入全体の多くを占めているという財政基盤の脆弱さは、今後も財政運営上大きな懸念要因となってございます。そのため、時代の変化に対応した町民ニーズを把握し、更新時期の平準化、維持管理や更新に考慮したライフサイクルコストの縮減を図っていく必要があると考えます。

道路や橋りょうなどの道路施設は、産業・経済・文化の発展の基盤であり、生活や経済活動に与える影響が大きいことから、安全で円滑な交通の確保を図っていくためには定期的な道路パトロールなどを行い適切な維持管理を行う必要があります。また、近年地球温暖化に伴い、台風等による大雨や集中豪雨も頻発しており、河川の堤防や護岸など、自然災害等から人命や財産を守るための対策や、流水の正常な機能の維持、施設の適正な利用、施設周辺環境の保全など、本来の機能が常に発揮されるよう適切な維持管理が益々重要になると考えております。そこで、今後における公共土木施設の維持管理についてお聞きします。１点目、利用者の視点に立った施設の維持管理について。２点目、災害に強い安全な施設の維持管理について。３点目、施設の長寿命化の推進について。以上３点について町長の見解を伺います。

**○議長（横関一雄）**佐藤町長。

**○町長（佐藤聖一郎）**只今の佐藤議員からの、公共土木施設の維持管理についての質問にお答えいたします。

本町が管理する公共土木施設は、町道157路線、普通河川60河川、準用河川１河川が該当するものであります。

１点目の、利用者の視点に立った施設の維持管理について、でありますが、道路等のインフラ整備は経済活動の活性化や町民生活の質を高める上で重要なものと認識しております。道路法で道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持・修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないとされていることから、町道につきましては、道路管理者である町によるパトロール、町民からの連絡により、走行上影響のある路面の陥没箇所の補修、道路側溝の補修や清掃、路肩の草刈り等の維持管理を実施しているほか、河川につきましては、河道を確保するための浚渫、増水の影響により浸食された護岸の整備等、状況に応じた対応に努めております。

２点目の、災害に強い安全な施設の維持管理について、申し上げます。近年、地球温暖化による異常気象の影響により、豪雨や暴風等の災害が全国各地で頻繁に発生しております。本町におきましても、豪雨による道路冠水対策、道路法面崩壊の防災対策、河川の氾濫防止対策、暴風による道路施設の倒壊防止対策、災害時に寸断されない道路交通網の確保等、災害に強い地域づくりについて推進していかなければならないと考えております。本町の町道パトロールについては、概ね月２回程度、河川パトロールについては、融雪後の４月から５月、降雪前の10月から11月までのほか、地震・台風・大雨等の気象状況に応じ実施しており、今後も災害を未然に防止する維持管理に努めてまいります。

３点目の、施設の長寿命化の推進につきましては、町が管理する67橋の道路橋につきましては、平成23年度に「仁木町橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、平成24年度に漁別橋、平成25年度から平成27年度に月見橋、平成26年度から平成27年度に長沢橋、平成28年度から平成29年度に漁別橋、平成29年度（2017年度）

から令和元年度（2019年度）に然別橋、平成30年度（2018年度）から令和２年度（2020年度）予定で砥の川橋と順次、橋りょうの修繕を実施しております。現在は、平成28年度から平成29年度に実施した橋りょう定期点検結果により、平成30年度に橋りょう長寿命化修繕計画となる「仁木町橋梁個別施設計画」を策定しており、引き続き当計画に基づき、橋りょうの修繕を実施してまいります。以上でございます。

**○議長（横関一雄）**佐藤議員。

**○４番（佐藤秀教）**それでは、再質問をさせていただきます。

只今、公共土木施設の維持管理について、項目ごとに丁寧にご答弁いただいたところでございますけれども、先般10月30日に、総務経済常任委員会で、町道の維持管理について現地調査を実施しております。調査は、仁木地区Ａ班、大江・銀山地区Ｂ班の２班に分かれて実施してございます。今回はその調査結果に基づいて、何点か質問させていただきます。

只今のご答弁の中で、日頃の道路あるいは河川等のパトロールの実施状況につきまして、また、その対応につきましては理解をしたところでございますけれども、そこで日ごろ道路・河川等の維持管理上、町民の皆さんから、毎年様々な苦情、あるいは要望等があると思いますけれども、どのような苦情あるいは要望が多いのか、そして、その処理についてはどのように対応されているのか、まずお伺いしたいと思います。

**○議長（横関一雄）**可児建設課長。

**○建設課長（可児卓倫）**只今の議員のご質問でありますが、町民の要望等の多いものという部分ですが、道路ではですね、路面の陥没や草刈り、また側溝の蓋ですね、そちらの補修の部分の要望が多い状況でございます。また、河川につきましては、河道内に堆積しました土砂、こちらを取り除く浚渫要望が多いという状況でございます。それぞれ緊急性、安全性等を見極めた上で随時対応しているところであります。以上です。

**○議長（横関一雄）**佐藤議員。

**○４番（佐藤秀教）**それでは、今のご答弁に関連して、町道の維持管理について伺いたいと思います。

私は、仁木地区の方を調査いたしまして、仁木地区では、特に改善を要する町道につきましては北町３丁目地内で、ここは住宅密集地ということで、ここに位置する「仁小前線」と「仁小中線」この２路線でございます。この路線につきましては、整備されてから、かなりの年数を経過しておりますけれども、地域からも度々苦情、あるいは整備に向けての要望があると聞いてございます。まず、路面状況でございますけれども、舗装面が亀の甲のようにひび割れが発生していまして、パッチングなどで補修はされておりますが、このパッチングは応急処置でございますので、応急処置はされてございますけれども、たび重なるパッチングによって、凹凸がかなり著しいということで、もうパッチングによる補修も限界に来ているのではないかというふうに思っております。これからは高齢化率も進んで、あそこは歩道もありませんので、道路を歩行するようになります。たまに見かけますけれども、車を押しながら歩いている高齢者等も見かけます。ですから、このパッチングも限界に来ているということで、高齢者や障がい者の方々が、安心に通行できるような、そういう道路、利用者の視点に立った道路整備が必要ではないかと考えているところでございます。また、道路側溝につきましては、本来の用途は道路の路面の排水をする施設でござい

ます。しかし本町は、下水道もないということで、生活雑排水を排水するということを許可してございます。その関係上、この路線につきましては勾配がほとんどありません。それで、先ほど言いましたように整備されてから相当年数も経過していますので、水路自体かなり凹凸が激しくて、その流れを阻害しているという状況も見受けられております。特に、夏場なんかは、排水がヘドロ状態に溜まっていて、悪臭も漂っているということで、私もこれを確認してございますが、非常に衛生管理上良くないという状況でございます。そんな関係で、この解消に向けた対策を講じる必要があるのではないかというふうに考えているところでございます。

次に、銀山地区で報告されていますのは、町道「馬群別長沢線」これは道道から長沢橋に向けての路線でございますけれども、これもかなり古い道路で整備されてから相当経過していますので、パッチング補修を重ねて、かなり凹凸も激しいということで、これもそろそろ整備する、あるいは、もう限界に来ているのではないかというふうに考えているところでございます。それで、今後、先ほどお話させていただきましたけれども、インフラ整備は町民生活の質を高める要素ということでありますので、改善する時期に来ていると思います。そこで、町の見解をお尋ねしたいと思います。

**○議長（横関一雄）**可児建設課長。

**○建設課長（可児卓倫）**只今、３路線「仁小前線・仁小中線・馬群別長沢線」の部分のご質問でございます。

町道「仁小前線・仁小中線」につきましては、昭和50年代前半に整備された路線でございます。実際、こちらとしても路線の現状として、路面が傷んでいるという状況も把握しておりまして、議員仰せのとおり、パッチング舗装・補修という処理によって路面維持に努めているところであります。また、側溝の部分につきましても、排水勾配が元々ない上に古くなっていて、年数も経つということでですね、一部生活雑排水の部分で、議員ご存じのとおり、そういう形で過去から行なってきているという部分もございます。そちらにつきましてはですね、地域の皆さんにも協力していただきまして道路愛護事業という中での草刈りですとか、側溝の清掃等もご尽力いただいているところであります。それで、こちらの路線につきましては、実際にこの状況というのは把握しているところではあるんですけれども、実際、今までも側溝の部分につきましても目地の抜けている部分等につきましては、目地の補修ですとか、一部側溝が傾斜等をしている部分につきましては、側溝を再整備するという形で、これも一部区間ではありますけれども対応させていただいているところでございます。今後につきましても、今現状の段階としてはですね、現計画でそういった部分はございませんので維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

それと、銀山地区の「馬群別長沢線」でございます。こちら道道仁木赤井川線から長沢橋までの部分の区間ですが、路面の損傷が著しく激しい状況になっている区間があるのも認識しているところでございます。こちらにつきましては、新幹線の残土運搬路ということで通行する場合もあるとして、その方向性が出た後に事業実施について前向きに検討するということで、平成29年度に当時の長沢町内会の方とも打ち合わせして、状況等を説明しているところでございますが、今現在のところ、その部分につきましては運搬路等の決定はまだしていないものですから、保留となっているところであります。以上です。

**○議長（横関一雄）**佐藤議員。

**○４番（佐藤秀教）**おそらく日ごろの維持管理については、この路線「仁小前線・中線」について、いろいろ対応されていると思いますけれども、苦情・要望が来るということは、やはり地先の方、地域の方たちは、町の維持管理に対して満足していないと思うんです。それで、担当の職員の方が来られても、予算がないとか、財政が厳しいとか、そういうお話をされるということなので、たしかに全面改築するとなると、相当の費用、２路線で２億円近いお金が掛かっていくと思います。それであれば舗装面だけでも、いろんな工法もありまして、オーバーレイ工法なんていうのもありまして、破損した表層部、舗装部分だけを剥ぎ取って、削り取って、そしてオーバーレイ方式で舗装だけを施工するという方法もあると思うんです。それであれば、期間も短くて済みますし、工事の期間がですね、そしてある程度安価にもできると思うんです。いろんな方法があるので、やはり検討し、それが無理であれば、今後どう対処していくのか、問題解決に向けてどう対応していくのかということを十分検討した上で、地元の方とお話をしないと、なかなか話も前に進まないし理解もしていただけないと思うんです。ですから問題の解決にはつながらないと思いますので、その辺のところを今後どう対処されていくのかお尋ねしたいと思います。

**○議長（横関一雄）**可児建設課長。

**○建設課長（可児卓倫）**只今のご質問ですが、今、おっしゃった、その工法という部分で、実際、今本当の概算にはなるんですけれども、実際の路線をそこから道路自体、路盤から舗装も全部やり直すとしましたら、それぞれ１路線で１億円、短い仁小前線だと7000万円程度はかかるのではないかと想定しているところでございます。それで今、舗装の部分を剥ぎ取って舗装だけするという、オーバーレイ工法というもので単純に今あるものに舗装を一層かけていくという工法で、実際、確かにそういう工法はございます。それで、費用的な部分もですね、概ね掴んではいるところではあるんですけれども、既設の舗装、現状の舗装も亀の甲になっているというような状況を考えますと、すでにある程度は路盤も劣化していて、オーバーレイ工法をやっても、最初のうちはよろしいと思うんですけれども、数年経ったら、またガタガタ・ボロボロになったときに、せっかくやったのに、すぐ悪くなったのではないかという、当然、そういうような状況にもなるという部分も考えつつ、果たしてどんな工法が良いだろうかという部分をこれまでも考えてはいたんですけれど、やるのであれば道路改良という部分での側溝整備も合わせるのが、１番妥当なのかというふうに考えてきたところであります。ただ幾分、先ほども少しお話がありましたけれども、予算的と言うとあまり好ましくないのかなと思うんですけれども、どうしても費用がかかってしまうという部分がありまして、なかなか現状、他の路線等の事業を進めている部分もございますので、それらがある程度目途がついた段階で、今後の再整備等については検討していかなければならないのかというふうに今現在は考えているところでございます。

**○議長（横関一雄）**佐藤議員。

**○４番（佐藤秀教）**当然、現場を見られていると思うので、相当悪い状況、劣悪な状況は把握していると思います。町長もこれは事あるごとに行かれて、現状を見てほしいと思いますし、今回、現地調査には、町の方はちょっと対応できないということで、同行されなかったものですから、今回あえて質問させていただきました。

この計画等については後でもちょっと触れますけれど、少し時間がないので、ぜひこれは前向きに検討

してほしいと思います。本当にひどい状況です。この「馬群別長沢線」についても、将来に向けてきちんと検討してほしいと思います。この状況は、私も知っていますので、相当ひどいですから、何とか実施する方向で、前向きに検討してほしいと思います。

次にですね、町道の認定と道路維持について伺います。町道の認定要件として、起終点が例えば国道から町道に接続・連絡するもの、その他にあるいは行き止まりの道路であっても、町長が特に必要と認めたものなどが認定基準に規定してございますけれども、今回調査した中で、平成28年６月に認定した東町15丁目地内の町道「中フレトイ線」、この終点部が町道「４番線」、この「４番線」というのは、旧仁木商業高校の通りになりますけれども、本来この路線に接続すべきところが、接続部分に国有地があるために、現在、途中で「中フレトイ線」が寸断されています。ですから認定上は寸断されて、町道「４番線」と接続されていませんので、寸断された状況になっていますけれど、現地は道路として使用されています。なぜこういうことが起きたのか、ちょっと理解に苦しむんですけれども、現況、こう接続された形ですから、この国有地を取得した部分で、町道「４番線」に接続するということが、道路管理上必要ではないかと思います。今は公衆道路として使っていますので、仮にこれが傷んだときは誰が補修するんでしょうか、町ではできません。でも、地域の皆さんが通っています。ですから、この問題につきましては早急に、やはりこれは国有地を取得するものは取得して、そして、町道認定という部分をしていかなければ今後に響いてくる、影響するのかと思います。それで今年は「中フレトイ線」の設計業務、要するに整備に向けての設計業務が行われています。来年には、ここは改良工事に入るわけですけれど、町道「４番線」の終点部分も砂利道のままのところもありますし、この国有地の部分を合わせると、数十ｍが砂利道のまま放置されるという格好になります。ですからこれは、早急に処理をして、町道として機能するように対応してほしいと思うんですが、町長どうでしょうか。

**○議長（横関一雄）**可児建設課長。

**○建設課長（可児卓倫）**只今のご質問ですが、私の方からちょっとご説明させていただければと思います。

町道「中フレトイ線」の平成28年度に認定した終点の部分と、実際の「４番線」の終点の部分、一部国有地があるという部分でございます。こちらにつきましては所管する財務局の方と現段階において協議中でございます。それで、協議した中での感触としては、今のところ悪い状況ではございませんので、取得した後にですね、町道認定という形にした中で、できましたら取得してからの話にはなるんですけれども、来年度「中フレトイ線」の改良舗装工事がございますので、取得した中で、この「４番線」と接続される部分で一部砂利道がございますので、合わせた形の中で整備していくというふうにですね、今は考えているところでございます。以上です。

**○議長（横関一雄）**佐藤議員。

**○４番（佐藤秀教）**そうしないと、おそらく来年工事に入る町道「４番線」も、一部砂利道で、おそらく砂利道が数十ｍに渡って残るわけですから、おそらく地元からも当然要望が来ると思います。ですから、それは早急に財務局の方とも打ち合わせしているということでございますので、ぜひこれは早急に対応してほしいと思います。

時間の関係で、次に行きます。橋りょうの長寿命化についてお伺いしますが、橋りょうの長寿命化修繕

計画では、予防保全をすることで、橋りょうの修繕、架け替えに係る費用の縮減を目指すことを規定しておりますけれども、大江１丁目地内の余市川と交差する「七曲橋」この橋につきましては、架設されてから53年を経過しているということで、親柱がかなり破損していまして、鉄筋が剥き出しになっているんです。そして、高欄なんかも相当錆びついて一部破損もしていますし、ひどい状況でございます。これは平成28年度、直近の調査で緊急的な補修が必要な損傷がないという理由で、現時点での補修計画はないという判断をされておりますけれども、現在の親柱、高欄の状況から見て修繕する時期に来ているのではないかと思います。おそらく前回、高欄の塗装補修の修繕をしてから、相当、もう30年近く経っているのではないかというふうに思います。橋りょうの個別施設計画では、橋りょうを長持ちさせるための工夫や必要に応じた修繕を実施することと規定してございます。また、将来的な財政負担の平準化を考慮して、予防的な修繕をもうそろそろしなければいけない時期に来ているのではないかと思います。それで町の見解についてお伺いしたいと思います。

**○議長（横関一雄）**可児建設課長。

**○建設課長（可児卓倫）**「七曲橋」と、橋りょうの長寿命化修繕計画の関係の絡みのご質問でございます。

「七曲橋」につきましてはですね、平成28年度に橋りょうの点検を実施しております。それで橋りょうとしての健全性の診断というのは、判定上２という、１から４までの評価の中で、１が健全、２が予防保全段階、３が早期措置段階、４が緊急措置段階の４段階に分かれていて、そのうち、２の予防保全段階で、こちらにつきましては、道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態というものでありました。それで平成28年度と29年度に、仁木町の全橋67橋の橋りょう定期点検を実施しまして、健全性の診断をしたことによって、平成30年度に「仁木町橋梁個別施設計画」を策定しているものでございます。その中で判定区分が３の早期措置段階、道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態、こちらを優先しているというような状況でございます。それで、現時点では「七曲橋」の修繕計画はございませんが、今後、その橋りょうの定期点検というのは法令で定められた点検で、５年に一度実施しなければならないとされているものであります。ですから平成28年、29年度の２年にわたって点検を実施しているんですけれども、こちらの「七曲橋」につきましては、令和３年度に点検をするというような形になるものでございます。それで、令和３年度と令和４年度に橋りょうの定期点検を実施して、その結果に基づきまして、橋りょうの長寿命化計画である「仁木町橋梁個別施設計画」の見直しを随時してまいりたいと考えているところであります。

**○議長（横関一雄）**佐藤議員。

**○４番（佐藤秀教）**ちょっと確認したいんですけど、先ほども言いましたように「七曲橋」の高欄の錆がかなりひどい状態で、今段階で塗装による補修・修繕は可能でしょうか。

**○議長（横関一雄）**可児建設課長。

**○建設課長（可児卓倫）**只今のご質問でありますが、こちらの高欄につきましては、私も当然現地の方で幾度も確認をしておりますが、再塗装という部分では難しいというふうに考えております。

**○議長（横関一雄）**佐藤議員。

**○４番（佐藤秀教）**いろんな国の交付金事業で、それが対象になるかならないかという部分も当然考慮し

なければならないですし、例えば塗装だけの修繕というのは国の交付金事業の対象になるんでしょうか。

**○議長（横関一雄）**可児建設課長。

**○建設課長（可児卓倫）**交付金の対象という部分につきましてはですね、これまでも幾度も長大橋をですね、交付金事業の中のいわゆる補助事業という中で整備してきているところでございますが、それぞれ個別の橋りょうの状況に応じて点検なり診断をした結果に基づいて工事を実施して、このような形で修繕等を実施したいという形で協議等をさせていただいているところでございまして、実際このようにですね、高欄だけの再塗装という部分は今まで行なってきた橋でも実際なかったという状況であります。それというのも「七曲橋」と同じように、実際、再塗装をするという状況に至らない、再塗装が難しいという状況がございます。また、その状況によっては橋りょうの本体である構造、橋桁ですとか、地覆と言いまして、今言った高欄、要は防護柵、「七曲橋」だと単純にガードレールと言った方がわかりやすいと思うんですけれど、そのような形で川に落ちないように両サイドに整備されている柵というふうに認識していただければよろしいかと思いますけれども、そちらの部分を、結局地覆ですとか、他のところが傷んでいることによって、構造的に橋の本体の方に影響を与えるという部分でやり直すことによって一緒に整備しているという状況もございますので、今ご質問のありました高欄の錆の部分だけというのはちょっと現状においては、なかったという事例でございます。以上です。

**○議長（横関一雄）**佐藤議員。

**○４番（佐藤秀教）**時間もないということで、施設の長寿命化、この「七曲橋」はもう既に塗装修繕の段階にはない。もうあとは部材の取り替えを待つというような形になると思うんです。私は橋りょうの長寿命化計画の目的は、予防保全の観点から措置を講じること、これが重要であるというふうに理解しているところでございます。それであれば、当然「七曲橋」はそれを過ぎたいうことでございます。今後子どもセンター、あるいは新規事業がいろいろ計画されていると思いますけれども、公共施設等の修繕については、町営住宅については個別に計画がありますけれども、道路・橋りょう、あるいは役場庁舎、学校、地域の会館施設など個別の修繕計画がありません。そこで、今後の財政運営上、修繕計画が私は必要ではないかというふうに考えています。また、平成29年３月に策定した仁木町公共施設等総合管理計画、これには「公共施設の現状把握を行い、適切な規模のあり方を示し、将来負担の軽減化・平準化を図る」、そして基本方針では「適宜点検・調査を実施して、予防的な修繕により適正な維持管理に努める」というふうに規定してございます。この総合管理計画と国が求めるインフラ長寿命化計画との整合性を図りながら、やはり計画を進めていく必要があると思います。今後の適正な維持管理や、計画的な補修に向けての基本的な考え方を示す必要があるのではないかというふうに考えています。その上で保全計画を策定して、公共施設等の財政負担の軽減と歳出の平準化を図る必要があるというふうに考えております。このことについて、町長の見解をお尋ねします。

**○議長（横関一雄）**佐藤町長。

**○町長（佐藤聖一郎）**今までのお話を聞いて総体的な部分でお話しさせていただきますけれど、「仁小前線」も、以前、平成29年の町内会長会議で地域から要望があった部分で、そのときの答えとしてはですね、現段階では舗装や側溝を再整備する計画はないけれども、ただそういった側溝の傷みについては、その損傷

状況によって随時対応させていただきたいということでお話をさせていただきました。私も普段から町民の皆さんと接しておりますと、いろんな部分で要望を受けることがあります。例えば家の前の道路を高くしてくれとか、古くなった道路を整備してくれとか、そういった部分で原課の方にも「どうだ」と、老朽化したものをそういった形で整備することは可能か、未改良路線も整備しなければならないと同時進行で２つのをことをやる、２つのことを手がけるとなると、やはり予算的な部分で、どうしても苦しい部分がありますから、これをどうにか段階的に計画を組んで行わなければならないのではないかということも含めて、いろいろ検討している段階であります。今後、新たな総合計画を作る上でも、また、過疎計画を立てる上でも、そういうことを含めて検討してまいりたいと思っております。佐藤議員は、元役場の建設課で担当をしておりますので、詳しいと思いますけれど、当時は新たなものを作るということが、時代のあり方でしたけれども、今は新設の部分もありますし、補修もしなければならない。そういった部分で非常に限られた予算の中でどうやりくりするのかというのを行き当たりばったりで対応しても、やはり限界が来ますので、ここは佐藤議員おっしゃるとおり、計画を立てて作ることも必要なのではないかということを我々も認識しております。今後それをどう示していくのかという部分で、これからまた後々ご提案させていただきたいと思っておりますので、その部分はご理解していただきたいと思います。

**○議長（横関一雄）**佐藤議員。

**○４番（佐藤秀教）**ぜひ前向きに検討してほしいと思います。

時間となりましたので、これで質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（横関一雄）**傍聴人の皆さんにお願いいたします。

他の傍聴している方にご迷惑がかかりますので、私語はなるべく慎むようにお願いいたします。

次に、『本町が目指す農業とは』以上１件について、野崎議員の発言を許します。６番・野崎議員。

**○６番（野崎明廣）**それでは、先に通告いたしました、本町が目指す農業とは、について質問をさせていただきます。

佐藤町長は町政を担い２期目を迎えており、７年が経とうとしています。多くの施策を通し、町はどのように変わり何が問題となっているでしょうか。

本町の基幹産業である農業については高齢化が進んでおり、高齢による離農や後継者不足は全国的な問題となっています。本町では、新規就農者の受入も積極的に行っていますが、経営面の不安や技術不足等が課題としてあげられる中で、支援を受けるには条件が厳しく期間も５年間と短いため、そのフォローも必要ではないかと考えます。また、新規就農希望者の住居が確保できず、他町村での就農を選択するという事例もお聞きしますが、空き家状況を調査するなど住宅問題を含め、対応は十分なのでしょうか。最後に、就農者の確保が実現しても、本町の農作物のＰＲとして、ＪＡ新おたる、観光協会、生産者等をまとめ、６次産業化の検討やブランド化を推進していくための組織づくりが必要だと考えます。様々な事業を進めていく上で、生産者と職員、関係機関等とのコミュニケーションが重要と考えますが、今後の取組も含め、次の点について伺います。１点目、農業従事者の高齢化対策は。２点目、新規就農者への５年間の支援終了後のフォロー体制の構築は。３点目、空き家の状況把握・活用を含めた新規就農者の受入体制の整備は。４点目、本町の農産物ＰＲについて、今後の進め方は。以上４点について町長の見解を伺います。

**○議長（横関一雄）**佐藤町長。

**○町長（佐藤聖一郎）**只今の、野崎議員からの本町が目指す農業とは、の質問にお答えいたします。

１点目の、農業従事者の高齢化対策についてでありますが、本町の農業を支える農業従事者は、現在では半数程度が65歳以上であり、その多くの経営体では後継者がいないという状況であります。このため、ＪＡ新おたる、農業委員会等と連携し、担い手となる農業者に農地などの生産基盤を円滑に集積させるため、農業経営基盤強化促進法に基づく支援に努めてきたところであります。さらには、本町の農業を担う新規就農者の確保と定着を強力に推進しております。具体的には、平成29年に設立した仁木町新規就農受入協議会が中心となり、ミニトマトの各生産組織との連携の下、町内での就農を目指す人材を研修生として受け入れ、実践的な指導を行っているほか、地域おこし協力隊の制度を活用し、町内のワイナリー事業者とも連携して本町でワイナリー経営を目指す人材の育成を行っております。水田農業を主体とする地域においては、後継者のいない高齢の経営体の営農継続を目的に「水稲」から比較的栽培が容易な「そば」への転作を進めることとし、国の産地づくり対策の制度を活用した作付け奨励や、農作業受託の円滑な実施に向けた支援など、地域農業が持続的に維持・発展が図られるよう、総合的な対策を講じているところであります。

２点目の、新規就農者への５年間の支援終了後のフォロー体制の構築について申し上げます。本町の新規就農者の多くは、年間最大150万円を最長５年間にわたり国から交付される「農業次世代人材投資資金」を受給しております。この制度では、受給者への支援を目的に、町、農協、農業委員会、農業改良普及センターなどで構成するサポートチームの設置が定められており、受給終了者へのサポートについても、受給した期間と同じ期間、町に提出される営農状況報告の内容を共有し、必要に応じて助言指導を行うなど、サポートチームとしてのフォローアップを行っております。また、新規就農者のほとんどは、生産組織に加入し、先輩農家から指導・助言を受けながら営農活動の実践を通じて栽培管理や経営管理を習得されているものと考えております。さらに、農業改良普及センターにおいては、栽培管理、病害虫防除などの相談に随時対応しているほか、就農後５年以上を経過した農業者も含め、新規就農者を対象としたセミナーを開催し、技術の習得や新規就農者相互のネットワークの構築を図っております。このように、各機関・団体の連携と役割分担の下、就農後５年を経過した方々をフォローする仕組みが構築されており、確実に実行できているものと認識しております。

３点目の、空き家の状況把握・活用を含めた新規就農者の受入体制の整備につきましては、新規就農者の確保と定着を図るため「仁木町新規就農受入協議会」を設置し、本協議会に登録する北海道指導農業士、各生産組織のリーダーを始め、町内の中核的な農業者が受入農家となり、日々、新規就農者への実践的な指導を行うなど、本町の実態に即した研修・指導のシステムを構築したほか、新規就農者の住居については、ＪＡ新おたるで設置している研修生住宅の活用を優先し、民間アパートや空き家の状況を把握し、迅速な情報提供を行えるよう、ＪＡ新おたるや農業委員会などとの密接な連携の下、新規就農者の受入体制の整備に取り組んでまいります。

４点目の、本町の農産物ＰＲについて、今後の進め方につきましては、これまでも７月のサクランボフェステバル、10月のうまいもんじゃ祭りなどのイベントにおいて、農産物のＰＲに取り組んでいるところ

でありますが、近年は、新千歳空港センタープラザ、札幌地下歩行空間、札幌創世スクエア、大通ビッセ、ニセコのリゾートを始めとして、それぞれの消費地において、多くのプロモーション活動を積極的に実施しているほか、包括協定を締結している株式会社もりもとや、道内各地及び関東に店舗を展開する株式会社セコマから仁木町産農産物の使用を前面に打ち出した商品が相次いで発売されているように、企業との連携を活用した新たな視点でのＰＲ活動にも取り組んでいるところであります。また、町内の各ワイナリーにおいても、創意工夫したＰＲに努めていることから、本町の農産物やワインへの認知度も高まってきているものと感じているところであります。これらのことから、テレビ、マスコミ、ＳＮＳにおいて本町の農産物やワインが取り上げられる機会も急激に増加しており、今後におきましても、これまでの取組を地道に継続させていくとともに、現在、最も発信力があるとされるＳＮＳの効果的な活用など、関係機関・団体とも連携を図りながら、ＰＲ活動の充実について取り組んでまいります。以上でございます。

**○議長（横関一雄）**野崎議員。

**○６番（野崎明廣）**細やかな回答をいただきました。随時、再質問をさせていただきます。

まず、担い手となる農業者に農地や生産基盤の集積の為、農業経営基盤強化促進法に基づく支援に努めてきたとのことでありますが、その支援にどのような効果が出てきたのでしょうか。また、１戸当たりの経営実態として、どのように変わりつつあるのかお伺いしたいと思います。

**○議長（横関一雄）**鹿内産業課長。

**○産業課長（鹿内力三）**只今の質問にお答えいたします。

本町の１戸当たりの経営面積につきましては、農業センサスなどのデータから推察しますと、平成22年では、耕地面積1500㌶に対し、農家戸数396戸で、１戸当たりの経営耕地面積は3.8㌶であったのに対し、５年後の平成27年では、耕地面積1490㌶とほぼ維持されているのに対し、農家戸数が78戸減少して318戸となり、１戸当たりの経営面積は4.7㌶に拡大しております。また、直近の農業センサスデータがある平成27年度で、耕作目的に権利が移動された農地のうち、有償で所有権が移転、いわゆる売買のことでございますが、売買された農地が30.5㌶ありますが、そのうち97.3％に当たる29.7㌶が農業経営基盤強化促進法の制度を活用しており、離農された方の農地が担い手となる農家へと集積が進んできております。以降ほぼ同じ傾向で推移しておりまして、担い手農家への農地集積が着実に進み、経営規模の拡大に結びついているものと考えております。また、このことに伴い、農業生産額の増加などにより農家経済の向上が図られ、本町の経済の発展に大いに寄与されているものと考えております。

**○議長（横関一雄）**野崎議員。

**○６番（野崎明廣）**説明をいただきました。

非常に取組が進んできているということで、面積も約１㌶増えている。また、集積も構築されてきているという事で、今後益々、高齢化よりも超高齢化という社会を迎えることになりますが、その担い手の集積が負担にならないように、今後も指導・支援について体制を整えていっていただきたいと思っております。

それでは、２点目に行きたいと思います。新規就農者として、農業次世代人材投資資金を受けられている方も数多く支援を受けられておりますが、過去において就農者の人数はどのような実態なのでしょうか。

また、事情によってリタイヤされた方はおられたのか、その点についてお伺いします。

**○議長（横関一雄）**鹿内産業課長。

**○産業課長（鹿内力三）**農業次世代投資資金を活用し、支援した就農者は全部で24名でございます。このうち、現在までにリタイヤ、離農した方はおりません。なお、この資金は平成24年からの制度でございますので、７年間の人数分でございます。以上です。

**○議長（横関一雄）**野崎議員。

**○６番（野崎明廣）**７年間において24名ということで、新規就農者としてのハードルは大変なものなのかと感じておりますが、就農前に町として営農可能なのかどうか、見極めとしてどのような対応をされているのか、そういう対応があればちょっとお伺いしたいと思います。

**○議長（横関一雄）**鹿内産業課長。

**○産業課長（鹿内力三）**就農前の営農ができるかどうかの見極めというご質問でございますけれども、例えば仁木町では、農協ですとか、技術的には農業改良普及センター、農業委員会とタッグを組みまして、新規就農受入協議会を設置しております。その中で、就農する前に何度も面談を繰り返しながら、その方の持っている今までのスキルと言いますか、仁木町で就農したいというまでの過程についても、聞き取りながら、その後、就農するまでに研修が必要だという方につきましては、それぞれの仁木町内にある先輩のところで研修をしていただきながら、その後、就農をしていただいているところでございます。今まで、役場の方に新規就農したいというご相談が数多くあります。その方たちすべてが就農の研修に結びついたり、結果的に就農したりということではなくて、役場の方に相談に来た中でも、いろいろと就農にかかるにはいろんなことが必要だということも、資金も含め、技術も含めて、家族の協力を得るなど、いろんなことが必要だということを説明させていただきながら、一つずつ確認しながら進めているところでございます。

**○議長（横関一雄）**野崎委員。

**○６番（野崎明廣）**町としても、新規就農者を受入れるということに対しては、非常に丁寧な取組をされているのかなという感じもします。これからもまた、いろんな方たちが就農したいということもあるかと思いますが、見極め方も非常に大切なのかなという感じもしていますので、今後とも、その辺に対してよろしくお願いしたいと思います。

次に、ワイナリー経営を目指す人材育成として、地域おこし協力隊制度を活用しているとのことですが、地域振興員の隊員の方は、多くの分野で特化した活動をされている方たちで、隊員の方が活動終了後も地域に溶け込み、本町に住みたいと思われる隊員に対する支援、定住できる体制はどのように進めていくのかお伺いしたいと思います。

**○議長（横関一雄）**嶋井企画課長。

**○企画課長（嶋井康夫）**地域おこし協力隊の部分ですので私の方からちょっと説明させていただきます。

まず、地域おこし協力隊、農業関係で入られている農業振興員、それと地域全般的な部分での地域振興員というような形で入っておりますけれども、ワイナリーを目指している方々に対しましては、まず、自分たちでいろいろワイナリーに関する研修等を受けていただくような形で、こちらからいろんな情報提

供させてもらっています。また、地域のワイナリー、ブドウ農家の協力を得ながら、そういうところで研修をしていただいて、協力隊の退任後は自分で自立して農業又はワイナリー経営に向かえるようにということで動いているところでございます。支援としましては、地域おこし協力隊が定住するため、当然、仕事が３年後にはきちんと動き出すという前提でないとなかなか住めないというところがありますので、起業支援補助金という形で、町の方で実際に新しく事業を始めるときにかかる費用を上限100万円までなんですけれども、補助するという制度を設けております。こちらの制度につきましては、隊員が３年目と満了する年、又はその１年後までの間に、新たな事業の開始や法人の設立、事業の継承などを行った隊員に対して出すものということでございます。また予算についてはですね、国の制度に基づき行っているものでありまして、特別交付税100％措置というような形のものでございます。また、隊員の活動費として、先ほども少し言いましたけれども、研修等に行っていただく分の旅費等も支給しているところでございます。その中で、定住に向けての起業・経営セミナーなどにも参加していただいているというところでございます。その他には、役場内の体制という点で、例えば農業に関する地域おこし協力隊でしたら農業委員会や産業課と連携して、就農や定住に向けての相談・アドバイスを行っているところでありまして、その他にも、関係課と連携を密にして隊員のサポートを行っているという状況でございます。以上です。

**○議長（横関一雄）**野崎議員。

**○６番（野崎明廣）**非常に色々な形の中で、協力隊に対しての支援をしたり特別交付税を充てながらやっているとのことですが、現在、協力隊の中で定住された隊員というのはおられるのかどうかお伺いしたいと思います。

**○議長（横関一雄）**嶋井企画課長。

**○企画課長（嶋井康夫）**私どもの町で地域おこし協力隊として隊員の任期、最長３年ですけれども、その３年の任期を満了して終えた方というのが、まだいらっしゃいません。以前に入られていて、途中で体調を崩して辞められた方とか、そういう方はいらっしゃるんですけれども、まだ３年満了したという方がいないので定住に結びついたという部分はございません。

**○議長（横関一雄）**野崎議員。

**○６番（野崎明廣）**３年未満ということで、以前の協力隊もおられたという形の中で、体調が悪いということで辞められたということもあるということですけれども、３年後の対応としては、先ほど言われたような条件だけで良いのかどうか、また、フォローしていくものとして、どのように考えていくのか、４年、５年という形の中で考えた場合には、どのように考えていかれるのかお伺いしたいと思います。

**○議長（横関一雄）**林副町長。

**○副町長（林　幸治）**ワイナリー経営を目的どおり経営展開されるに至った場合、当然、新規就農者になりますので、先ほどお話のありました次世代資金の活用を含めて、農林水産省で設定している支援措置も受けられますし、それと併せて、先ほど話しましたけれど新規就農者の協議会におけるいろいろなサポートも行うということになります。以上です。

**○議長（横関一雄）**野崎議員。

**○６番（野崎明廣）**わかりました。

続いて、本町の空き家状況についてですが、実態として数字が把握されていないようですが、空き家バンク登録されている方は現状としておられるのかどうかお伺いしたいと思います。

**○議長（横関一雄）**嶋井企画課長。

**○企画課長（嶋井康夫）**今のご質問にお答えしたいと思います。

まず、本町内での空き家の把握なんですけれども、平成27年度から28年度にかけて１度調査をさせていただいたことがございます。そのときには町内に約100件ほどの空き家があったということを確認しております。それと、只今のお話の後志空き家バンクへの本町の登録者・登録物件の数なんですけれども、今まで過去に10件ほど登録があったんですけれども、それらはもうすべて成約済みということで、そのあと新たに登録しているものはございません。

**○議長（横関一雄）**野崎議員。

**○６番（野崎明廣）**現在、空き家バンクに登録されている方はいないということなので、次の点について伺っていきたいと思います。

総合計画の実施計画を出されておりますが、令和２年度、３年度の参考計画が出されていますけれど、農業経営育成に関わる事業費が縮小計画となっています。地力増進対策費、醸造施設設備費、農地基盤整備費、ハウス事業費という農林業の削減計画ですが、補助に頼るだけではなく、更なるものを求めておられるのか、また、水田の区画拡大事業については、町は本年１月の水稲作付農業者へ令和２年度以降の調査もされておりますが、要望のあった方の対応について、町長は対策されていくのかお伺いしたいと思います。

**○議長（横関一雄）**佐藤町長。

**○町長（佐藤聖一郎）**農業振興に向け、地力増進対策、またハウス助成をはじめ、国の支援制度を活用しながら必要となる支援などは、これまでも行ってきているところでございます。各制度については、進捗状況、普及定着の状況などを適宜把握した上で、選択・重点化を図りながら、地域農業の振興において必要な施策を講じていくこととしております。特に銀山・大江地区の水田農業は、頭首工・用水路など、生産基盤の老朽化が進行していることや、水田においても農作業の効率化を進める上で、区画面積の拡大などが必要となっていることから、今後も国や道の支援を受けるとともに、町としても独自の支援策をこれから検討してまいりたいというふうに思っている次第でございます。

**○議長（横関一雄）**野崎議員。

**○６番（野崎明廣）**町長から今後の支援策ということで説明がありました。農業経営育成事業支援による更なる基盤強化促進によって集積強化が進んで行くことと感じております。ぜひとも町長が目指す所得増として、先に繋がる支援を継続していただきたく思っております。

続きまして、最後になりますが、本町の農産物ＰＲですが、企業の連携を図りイベントも取り組んでおられますが、今後も、果実とやすらぎの里としての農産品と、ワインの新たな取組の産地としての方向性も問われることと思います。農産品ＰＲ拠点として、フルーツパークにきの取組は現状のままなのか、今後、高規格道路開通に向けた新たな農産品ＰＲ拠点を目指していくのか、お伺いしたいと思います。

**○議長（横関一雄）**佐藤町長。

**○町長（佐藤聖一郎）**フルーツパークにきにおける農産品のＰＲについてでありますけれど、本年の決算特別委員会の中でも質疑の中でお答えさせていただきましたが、フルーツパークにきについては、本年度、レストランや自主事業で行っております、ボルダリングとかが話題になって、メディアへの露出も増加して施設の目的であります交流人口の増加に最も重要な集客に一定の成果が見られておりまして、また、ワイン観光の受入れ環境整備を進めておりますワインバス事業についても中核となる施設の一つとなっており、訪れている観光客への農産品のＰＲも期待されているところであります。このことから、当面は、現状の運営体制を継続した上で、引き続き、余市インターチェンジの開通や、高規格道路の整備に伴う人の流れや観光人口・交流人口の推移を見極めながら、町民は元より広範な企業の皆さんとも連携して、仁木町の観光拠点としての魅力ある施設を維持できるように、これからも取組を進めてまいりたいと思っている次第でございます。

**○議長（横関一雄）**野崎議員。

**○６番（野崎明廣）**町長のお話をいただいた中で、フルーツパークは現状の中で観光を進めて行きたいというお話を聞かせていただきました。ぜひとも更なる農産品の観光拠点としてフルーツパークにきの充実に向けて、進めていただきたいと思います。以上で、私の質問は終わらせていただきます。

**○議長（横関一雄）**暫時休憩します。

**休　憩　　午後１２時０９分**

---

**再　開　　午後１３時１０分**

**○議長（横関一雄）**休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、９名です。

日程第９『一般質問』を続けます。一般質問『子育て環境の充実に向けた保育士確保の施策は』以上１件について、麿議員の発言を許します。１番・麿議員。

**○１番（麿　直之）**先に通告させていただきました、子育て環境の充実に向けた保育士確保の施策について、質問させていただきます。

本町の子育て環境は、第５期総合計画の基本方針として子育て支援及び保育の充実と謳われており、また、令和５年には子どもセンターも建設される予定です。今後も子育てしやすい町づくりを目指し、子育て世代に対する安心や移住者への働きかけの一端を担えるものと考えられます。しかしながら、現在、国でも問題視されている保育士不足の問題は極めて深刻であり、本町においても同様の問題が見受けられます。平成27年に厚生労働省から保育士確保プランの発表がありましたが、平成31年時点の待機児童数は減少傾向にはあるものの全国で１万6772人いることから、まだまだ解決に至っているとは言えない状況であると考えられます。

今後、第６期仁木町総合計画も策定され、令和５年には子どもセンターも建設されますが、どんなに良い計画や箱ものを作っても、そこで働く人員の確保ができなければ、絵に描いた餅になってしまいます。他県では保育園の運営にあたり、企業主導型保育園開設などを取り入れ、歯科医院が運営をすることで、保育士の確保に成功した例などがありますが、これは保育園の魅力、働く環境や教育方針の魅力を外部に十分に伝えることにより成功していると考えられます。本町でも新規就農者に向けた町外へのＰＲ活動を

しておりますが、保育士採用においても町の魅力発信と同様に、子育て環境・理念の発信など町外へＰＲする場を設けるなど、町としても保育園の保育士採用をバックアップすることはできると思います。そこで、今後保育士を継続的に確保し、待機児童を無くすためにどのような施策を展開していくのか、以下の点について伺います。１点目、過去３年から現在に至るまでの待機児童数の推移は。２点目、保育士確保のための具体的な施策は。よろしくお願いいたします。

**○議長（横関一雄）**佐藤町長。

**○町長（佐藤聖一郎）**只今の、麿議員からの子育て環境の充実に向けた保育士確保の施策の質問にお答えいたします。

１点目の、過去３年から現在に至るまでの待機児童数の推移についてでありますが、国の待機児童調査が年４回行われており、本町におきましては、平成29年度まで待機児童数はゼロとなっていましたが、平成30年度に潜在待機児童数が最大で５名となり、今年度につきましては、直近10月１日時点の調査で潜在待機児童数が３名となっております。なお、潜在待機児童とは、育児休業中の場合や、他の保育所等を紹介しても時間や距離等の関係から申込者が断り待機となっている状態のことであります。

２点目の、保育士確保のための具体的な施策について申し上げます。保育士不足や保育士の処遇については、全国的な問題となっており、特に過疎地においては大きな課題となっております。とりわけ本町においては、保育士不足のほか、施設の狭隘化等により待機児童が発生している状況であり、今後の人口推計においても、待機児童の発生が懸念されていることから、子育て環境の整備が必要なものと考えております。このことからも、保育の担い手となる優秀な保育士の確保に向けて、保育士養成機関における新規学卒者の本町保育所への就職が円滑に行われるよう、保育士を目指す学生が町内の保育所での保育実習に参加しやすくするために、宿泊施設の提供を行うなど保育実習生の受入体制の強化等について、にき保育園を始めとする関係機関と協議し、保育人材の確保に向けた方策を検討してまいります。また、現在働いている保育士の処遇についても、にき保育園を運営している社会福祉法人よいち福祉会や大江・銀山へき地保育所の管理･運営を担っている各父母会と協議を重ね､処遇改善に努めていきたいと考えております。以上でございます。

**○議長（横関一雄）**麿議員。

**○１番（麿　直之）**質問に対して回答いただきました。

そこで改めて大前提として伺わせていただきたいのですが、まず町として、町長として待機児童が今現在出てしまっていることに対して、改善をしなければいけない問題だと認識されているのか、改善はしなくてはいけないけれども、時間がかかるので優先順位としては低く捉えられているのか、そのあたりをどうお考えなのか教えて下さい。

**○議長（横関一雄）**川北住民課長。

**○住民課長（川北　享）**待機児童問題につきましては、当然、解消しなければならない問題だと認識しております。

ただ、今町で進めております施設の建設によって狭隘化の部分については、ある程度解消出来ると考えておりますけれども、保育士の確保ということは大変難しい問題で、これについては運営しているよいち

福祉会と十分協議して進めていかなければならないと認識しております。

**○議長（横関一雄）**麿議員。

**○１番（麿　直之）**大前提として解消していかなければいけない問題と捉えているということで、ありがとうございます。

そこで改めて１点目について質問なんですけれども、今、川北課長からも回答は多少ありましたが、改めて伺わせていただきたいのが、なぜ、待機児童が出てしまっているのか、そこについて具体的にどのようにお考えか、なぜ出てしまっているのかという点について具体的にどのようにお考えか教えて下さい。

**○議長（横関一雄）**川北住民課長。

**○住民課長（川北　享）**先ほども申しましたけれども、待機の要因としては、保育士の不足と施設の狭隘化という２点があります。

それで平成30年度につきましては、生後10か月を経過すると０歳児ということで申し込みができるんですけれども、そういう方がかなりおりました。この頃は、まだ施設のスペースに若干余裕がありましたので、若干余裕があると言いましても、にき保育園は定員50名のところ60名を超す利用者を保育園の努力によって入園させていただいているんですけれども、まだ、若干スペースがあったということで、数名は入所できましたけれども、この０歳児というのは３人に対して保育士が１名必要になるということで、保育士の数が確保できれば、３名、６名と入れられるんですけれども、確保が難しくて、保育士の確保には至らなかったということで、最終的には５名の待機児童となっております。それで今年、令和元年度につきましては、保育所の定員50名に対して、当初から68名ほどの入園となりましたので、もう施設のスペースがほぼ満杯という状態になっております。それで施設のスペースがないということで、その後の申込者は待機という形で、今現在３名の方が待機児童となっている状況でございます。

**○議長（横関一雄）**麿議員。

**○１番（麿　直之）**今、回答をいただいた中で問題点としては、児童を受入れるスペースの問題、狭隘化というところと、あとは保育士の不足からという２点だったかと思います。

まず１点目の預かれるスペースに関しては、令和５年に子どもセンターが設立される予定でありますし、その時に定員数も増える予定でありますので、ただ、現状で過去を遡ってみても定員50名で、元々は確か70名だったのに対して民間委託をしたときに50名に下げて、現状また足りなくなって70名に戻されたという経緯が確かあったかと思いますが、おそらく子どもセンターが設立されたときにもそういう可能性は出てくるかと思いますので、やはり受入人数に関しては慎重に検討いただければと考えております。

２つ目の問題の保育士の確保については少し後にまた質問させていただきたいんですけれども、その前に最初の質問の回答の中で、「潜在待機児童とは」という説明の中で、「他の保育所を紹介しても時間や距離などの関係から申込者が断る」というような説明があったかと思いますが、今、川北課長からも説明があったとおり、スペースの問題で待機児童が出てしまっているということなんですけれども、もしこれが他の保育所、ここで言えば、大江へき地保育所だとか、銀山へき地保育所の方に申込者が時間や距離等の関係を気にせずに預けられるというふうになったら解消はされるものなんでしょうか。

**○議長（横関一雄）**川北住民課長。

**○住民課長（川北　享）**定員で言いますと、にき保育園は現在50名となっています、それで大江保育所が定員20名です。それで、銀山の保育所は30名ということで、今の全体の人数は、にき保育園に68名、大江に９名ほど、銀山が６名ですから、まだ全体定員の100名に対しては余裕があるんですけれども、時間と言うのは保育所が開いている時間、それでにき保育園については延長保育、時間の延長をしていて、午後６時まで預かってくれるんですけれども、大江・銀山については、確か５時くらいだと思います。それで待機児童になっている方は仁木の方で、大江・銀山の保育所までの行き帰りの時間もありますし、預ける時間も短いということで、今、全員がそういうことにはならないと思うので、今、定員数に空きがあるからといって、それで、すべて解消できるとは思っておりません。

**○議長（横関一雄）**麿議員。

**○１番（麿　直之）**先日、仁木町の職員の方ともお話をさせていただいていたときに、例えば時間的な問題は解消するのはなかなか物理的に難しいというところはあるかもしれませんが、距離の問題、送り迎えの問題ということであれば、例えば大江の方から小学校へのスクールバスが出ていて役場の方まで８時半くらいまでにバスが来られるというところで、その後にどうせ空で戻るのであれば、その時に例えば、こういった保育園に通われる方を乗せられることが出来るのではないか、その方が効率的ではないのかというような意見も出ていたのがあります。もちろん財源の問題だったり、補助を貰っている関係上、そのバスが活用できるのかというところも、もちろんあるかと思いますが、役場の職員の方と話をしていても、そういう意見、解決策に向けた意見が出てくるものなんですけれども、実際にこの辺りについては何か対策は取られているんでしょうか。

**○議長（横関一雄）**川北住民課長。

**○住民課長（川北　享）**バスに関して、学校のバスはまたいろいろと補助だとかの問題で、すぐには対応できるとは思っていません。

それで、今のところそういった、仁木からそういったバスというのは、私もちょっと聞いていなかったもので、対応策としては、通っている方の例えば３家族で誰かが順番で送るとか、そういう事はできると思いますけれど、ちょっとバスのことまでは考えていませんでした。

**○議長（横関一雄）**麿議員。

**○１番（麿　直之）**私もちょっと世間話で話をしていて、そういう意見があったので、もしかしたら他の職員の皆さん、若しくは他の方からも結構活発な意見が出るのではないかと思いますので、やはりこの問題に関しては最初にも質問させていただいたとおり、問題点として受け止めていただいているのであれば、やはりもう少し活発な議論をしていただいて解決策があるのではないかと見受けられますのでご検討いただければと思います。

改めて、２点目の保育士の確保のための具体的な方策について、質問させていただきます。保育士の処遇についての回答というところはいただいておりますが、特に、今民間への移行もしていることから処遇の改善というところは、町の方からなかなか改善案を出すのは難しいかと思っています。ただ、質問をさせていただいているとおり、保育士の確保というのは急務でありますし重要な課題であると思いますが、その中で処遇以外の面に関しては町からも支援ができると考えています。

改めてお伺いしたいんですけれども、今現状で、処遇面以外で何か確保のための施策をされているのか。また今後、何をされる予定なのかについて伺わせていただきたいんですけれども、先日、町の方から子どもセンター建設に向けて議員に対して説明があったときに、同様に私は、保育士の確保、従業員の確保等をどうされるのかと質問させていただいたときに、林副町長の方からは、後志管内で奨学金制度を設けて数年保育園に従事することで、返還の必要がない奨学金の制度を設けることを検討しているというようなお話もありましたので、改めて、まず今何を具体的に保育士確保に向けて施策をやられているのかを伺わせてください。

**○議長（横関一雄）**川北住民課長。

**○住民課長（川北　享）**今の保育園をよいち福祉会に民営化でお願いしているということで、保育士確保については、保育園のサポートについては何か要求があれば、例えば、パンフレットを用意してくださいとか、そういうことがあれば提供はできるんですけれども、特に町としてのそういう取組というのは現在行われていません。それで、今後なんですけれども、町として先ほども出ました保育士養成就学資金貸付制度だとか、他の町村では奨学金を借りた場合に町に就職をした場合の返済免除や補助金等も行っている町村もありますので、そういう他市町村の事例を参考に、今後も調査・研究を行なっていきたいと考えております。

**○議長（横関一雄）**麿議員。

**○１番（麿　直之）**今、具体的な施策がないということで、それであればおそらく保育士の確保は難しいだろうということが容易に想像ができるかと思います。今後は他市町村の成功事例を取り入れるということなんですけれども、もちろん他市町村の成功事例を取り入れることは最低限必要だと思います。ただ、同様に他市町村がやっていることを仁木町で行なったとしても、それであればなぜ仁木町に来るのかという理由付けにはならないので、結局は他市町村と同じことをしたところで最低限のレベルに達したというところなのかと思いますし、更に仁木町独自のものも必要になってくるかと思います。いわゆる民間企業でもそうですけれども、採用において処遇面以外のところでの勝負をするのであれば、やはり働く環境だとか、独自の民間企業の魅力というところを伝えているかと思いますが、これは町においても同様で、保育士の採用においても同様だと思います。やはり保育士の方が仁木町で働きたいと思える何か施策ですとか、あとは保育士の方が仁木町に住みたいと思える施策がないと、なかなかこの仁木町に誘致するのは難しいと思います。

そこで改めて質問をさせていただきたいんですが、今後、他市町村の施策も取り入れるというようなことを考えているとのことですけれども、最初に私の方からも質問させていただいているとおり、保育士確保に向けて、町外、道内でも道外でも、その可能性があるところに対して、仁木町の子育て環境だったりですとか、それ以外、仁木町の住みやすさというところのＰＲだったりですとか、あとは保育士が働くことのメリットの訴求だったりとか、そういうことをやられる可能性はあるんでしょうか。また、それは可能なんでしょうか。

**○議長（横関一雄）**川北住民課長。

**○住民課長（川北　享）**麿議員おっしゃるとおり、保育士確保に向けて仁木町の魅力というものも発信し

ていかなければならないと考えています。

実際に仁木町に就職した場合、生活面で商業施設は仁木町にはあまりないんですけれども、これについては車で10分ほどの余市町にあるとか、余市町までバイパスが開通したことにより、仁木町から小樽市までは30分、札幌市の中心部まで約１時間で行ける好条件になっていますし、今後バイパスが仁木町まで延長することによって、この条件がなおさら良くなるというように考えています。また、住宅面におきましても、近年、町の住宅政策によって新築の民間アパートが増え、住宅確保も可能になってきています。また、町の新築住宅建設だとか、浄化槽の設置補助によって、若い世代の住宅建設が非常に増えている状況にあります。それから、実際に就職する保育園、先ほどから言っていますように、今後、新築の予定でありますので、今構想は作っていますけれども、どのような施設になるか皆さんにお伝えできるように早急に進めていかなければならないと思います。また、保育士の方は独身の方とは限りませんので、子どもさんがいらっしゃる方については、これも仁木町独自の助成ではありませんけれども、中学生まで医療費の助成を行っておりますので、その辺のことはＰＲできるのではないかと考えています。

**○議長（横関一雄）**佐藤町長。

**○町長（佐藤聖一郎）**今の課長の話を補足してではないのですが、確かに麿議員仰るとおり、これまで行政からの対外的な保育士確保に向けた取組というのは乏しかった部分は否めない部分があります。なかなか保育士に限らず人手不足というのは、現在、どの職種に関しても通じている部分がありまして、いくら募集をしてもなかなか人が集まらないというのは、これは保育士に限らず全般的に言えることであります。ただ、保育士については、例えば専門学校に対して足を運び積極的に確保するような動きをしてきたかといえば、まだまだ足りない部分もありますし、保育士が必ずしも、そのまま就職をするのかという部分では、半分近くが皆さん資格を持って違う職種に就くというような、そういう現状も今社会的に起きております。そういった中で、保育士を確保するというのは、非常に至難の業ではありますけれど何かと抱き合わせて、例えば仁木町に来れば、これだけ魅力があって、仕事の環境的にも、生活環境的にも優遇があるんだというような、そういったものも町としても備えておく必要があるというふうに認識していますので、これからそういった部分で、いったいどういう形でそういった環境整備ができるのかということを早急に検討してまいりたいと思っているところです。

**○議長（横関一雄）**麿議員。

**○１番（麿　直之）**川北課長からも町長からもお答えをいただきまして、やはり私としては気になった点としては、町長が仰っていただいたので、将来的に計画いただけるんだろうとは思いますけれども、やはり最初に川北課長から説明をいただいた「町の魅力」というところで言うと、まず札幌市からの通勤圏というか、近いですよというのは何というか仁木町の魅力ではないと個人的には思っています。それというのは、札幌市に近いのであれば、札幌で就職すれば良い話ですし、小樽で就職すれば良い話ですし、やはり私たち町の人たちが魅力に感じているところの視点も必要なんですけれども、町長が仰っていたとおり、仁木町に住むことに何のメリットがあるとか、何が良い点なのかというところをもっと考える必要があるのかと思います。そのためには、やはり移住者ですとか、先ほど野崎議員からの一般質問の中にもありましたけれども、地域おこし協力隊の人がなぜ我々の町に来てくれているのかですとか、そういう外部から

の移住者の意見の中で、何が気に入って仁木町に来ているのか、何が仁木町の魅力なのかというところをもっと町外に発信していけたら良いのかと思います。

そこで、改めて質問なんですけれども、ちょっと私の認識が間違っていたら申し訳ないんですけれども、将来的に町外に対してのＰＲだとか、そういう施策というのは打って行けるものなんでしょうか。

**○議長（横関一雄）**川北住民課長。

**○住民課長（川北　享）**今現在、にき保育園で、保育士養成学校を訪問して説明したりということをやっておりますので、保育園と連携を取りながら、町の方でも一緒にそういった魅力の発信を行っていきたいと思います。

**○議長（横関一雄）**麿議員。

**○１番（麿　直之）**様々な質問にお答えいただきましてありがとうございました。

もう質問はないんですが、最後に少し意見を言わせていただければと思います。

今回一般質問の時間が限られている中で、「子育て環境の充実に向けて」ということで質問をさせていただきたかったんですけれども、その中でも特に保育士の確保について集中してお話をさせていただきました。

ただ、今現状で言うと、やはり移住者の方も含めて、仁木町の子育て環境というところは、やはり待機児童が出ているというところですとか、産婦人科・小児科が無いというところですとか、子育ての環境面ですごく不安になられる方が多くて、現に民間企業で来たいという方がいらっしゃっても、旦那様が来たいと仰っても奥様が反対して、この環境では子育てができないということで来られないケースというのを目の当たりにしているのが現状です。また先日、私たちは総務経済常任委員会で、壮瞥町の子どもセンターの視察も行きましたけれども、壮瞥町の子どもセンターは、やはり今のにき保育園とか、大江へき地保育所ですとかに比べると、すごく立派なものが建設されていて、後は子育てに対して様々な制度を充実させていたり、例えば子育ての方の目線で住宅地を改良して「コティ」と言いますが、子育て世帯が住みやすいような環境を作るということもやっていますけれども、そういうことをやっていても現状としては町民が減っている。また、保育士の確保ができないという現状があるようです。なので本町においても、そういう他町村の現状を踏まえた上でも、やはり今後、最低限の制度の充実だとか、そういうところは必要になってくるので、その辺りは今後、検討いただきたいのと、やはり町外に対してのＰＲというところで、本当に仁木町がいかに住みやすいところか、どういうところかというのをやる必要があるのかと思います。

ちょうど次回、３月に予算委員会もあるかと思いますが、今回、最初に質問させていただいたとおり、重要課題として捉えていただいているのであれば、おそらくその頃には何かしらの施策というところで反映していただいているのではないかと思いますので、そのあたりをぜひ期待させていただきたいと思います。以上です。

**○議長（横関一雄）**佐藤町長。

**○町長（佐藤聖一郎）**麿議員の意見を少しでも我々は受け止めて、より良い子どもの環境、子育てしやすい環境作りに向けて取り組んでいかなければならないというふうに、改めて痛感したところでございます。

これは、うちの町に限らず、うちの町のような規模、又はこういった状況の地域というのは、おそらく

同じ課題を抱えているというふうに思います。単体でそういった都市部が持っているような物理的な、例えば、学校であったり、病院であったりとそういったものを自前で確保するというのはなかなか難しい時代だということはもちろん認識されていることだというふうに思いますけれど、それを少しでも補うために行なっていることとしては、広域的に北後志で子どもを産む際の環境整備を連携して行っておりますし、少しでも子育てしやすい環境づくりに向けて、今、様々な努力を町としても行っているところでございますので、これを更に対外的にもＰＲして、仁木町ならではの魅力という部分を対外的に伝えなければならないのかと思っているところでございますので、今後もいろんな部分で、様々な取組を前向きにしていきたいと思っているところでございます。

**○議長（横関一雄）**麿議員。

**○１番（麿　直之）**町長から、今後取組をしていただけるということで、本当に期待したいところと、別に私は町外に対してのＰＲということを一例として出しましたけれども、おそらくその他にもできることというのは多くあるかと思います。それはやはり、いろんな方からもちろん子育て世代も含めて、いろんな方から意見を募っていただいたいたら良いと思いますので、今後を期待したいと思います。以上です。

**○議長（横関一雄）**続いて、『本町における保育の現状と課題について』以上１件について、門脇議員の発言を許します。３番・門脇議員。

**○３番（門脇吉春）**先に通告いたしました、一般質問をさせていただきます。

質問事項につきましては、本町における保育の現状と課題についてということでございます。

令和元年10月からスタートした「幼児教育・保育の無償化」について、11月下旬より公明党は現場に足を運び、利用者並びに事業者から効果や課題を聞き取る実態調査を進めています。現在、スタートから2か月経過時点の中間報告では利用者の９割が幼児教育・保育の無償化を評価されていますが、仁木町においては、にき保育園、大江・銀山へき地保育所、町外に通園されている幼稚園児（３歳から５歳まで対象）を含め10月以前と比べ、利用者の負担等はどのように変わったのでしょうか。

また、令和２年４月１日から施行されます会計年度任用職員制度により、指定管理者制度で実施されている大江・銀山へき地保育所の予算見積はどのように変わるのか、以上２点について伺います。

**○議長（横関一雄）**佐藤町長。

**○町長（佐藤聖一郎）**門脇議員からの、本町における保育の現状と課題についての質問にお答えいたします。

１点目の、幼児教育・保育の無償化による利用者負担の変化についてでありますが、幼児教育・保育の無償化により、令和元年10月から保育所等につきましては、３歳児以上の子どもにかかる保育料が無償となり、幼稚園等につきましては、満３歳以上の子どもにかかる保育料が無償となった一方で、認可保育所等を利用する３歳児以上の副食費が新たに保護者から徴収されることとなりました。令和元年10月以前と比べますと、児童数で53人、保育料月額で104万1700円が無償化の対象となっています。また、新たに保護者から徴収されることとなった副食費につきましては、にき保育園では月額4500円に設定され、令和元年10月以前から徴収しておりました主食費と合わせますと、月額7000円を給食費として令和元年10月から負担いただいているところであります。

２点目の、会計年度任用職員制度によるへき地保育所の予算見積について、申し上げます。大江・銀山へき地保育所については、それぞれ昭和48年、昭和49年に公設公営の保育所として設置いたしましたが、児童数の減少や財政上の問題により、それぞれ昭和61年、昭和62年に公設民営のへき地保育所に変更し、保育所運営を父母会に委託、その後、平成15年の地方自治法の改正に伴い平成18年度から指定管理者制度を導入し、現在に至っております。大江・銀山へき地保育所の指定管理につきましては、指定管理期間を平成30年度（2018年度）から令和２年度（2020年度）までの３年間としており、平成29年度の指定管理者募集時に各父母会から提出された収支計画書に基づき指定管理料を決定していることから、会計年度任用職員制度の開始に伴っての指定管理料の変更は行わないこととしております。以上でございます。

**○議長（横関一雄）**門脇議員。

**○３番（門脇吉春）**町長の答弁、大変ありがとうございます。

これで再質問ということなりますけれども、主に幼稚園や認可保育所を利用する家庭では保育料に含まれていた副食費、これはおやつとか、おかず代ですけれども、無償化後に除外されて、これに対する負担が出てまいりました。町民が無償化の効果をより感じられることが大切だと思いますが、主食費及び副食費を独自での助成はできないものか、また、今回の国の制度で対象とならなかった、住民税課税世帯の０歳から２歳児、これは無償化の対象外ですけれど、これについて、今後、独自の助成をしていただけないかということを伺いたいと思います。

**○議長（横関一雄）**川北住民課長。

**○住民課長（川北　享）**まず、副食費の無償化についてでございますけれども、今回の保育料の無償化で、子育て世帯の軽減は図られていると考えております。今までも保育料の中に副食費が含まれていただけで、払っていたことは変わりません。ただそれが、今回は外枠になった部分でございます。保育施設への給食の材料に係る費用は、自宅で子育てを行う場合にも同様に掛かる費用であるため町で独自に無償化することは、現在のところ考えておりません。ただし、負担が相対的に大きくなる低所得世帯、多子世帯（第３子）、これについては、副食費徴収の免除規定もありますので、十分配慮されていると考えています。

それともう１点、０歳から２歳児までの町独自の助成は考えられないかということなんですけれども、町では現在でも３歳未満児で、まず１点、同時入所２人目以降を無償としております。それと一定所得以下の世帯の２人目以降を無償としております。３点目として19歳未満の子どもが３人いる場合は、年少扶養控除を入れて計算します。これは昔所得税に年少扶養控除というのがありまして、それが所得税ではなくなったんですけれども、この保育に関する所得を計算する場合には、それも含めて控除額が大きくなるようにして所得が低くなるようにということで計算をしております。それで、今の３点による無償化後の町独自の削減分の保育料は約300万円となっております。

**○議長（横関一雄）**門脇議員。

**○３番（門脇吉春）**町の努力も今聞かせていただきました。

少ないながらも父兄に対しても、できる限り今の現状の中ではしているということでありますが、子どもたちの教育支援を強力に進めることは未来の投資でもあり、若い新規就農者の方々の確保だとか定着という部分につながってくるかと思います。また、父兄についても経済的に一番厳しいこういう中で、本当

に本来であれば、少しでも補助していただければ、仁木町においても住みやすい環境になりますし、他への消費ができるということになってくるかと思いますけれども、今後の部分についても、段々とこの補助についても、全国的に各自治体の中で、多くはないですけれども、補助をしていくというような傾向も少しずつですけれど出てきていますので、検討していただきたいと思います。

今回、公明党の強力な推進によりまして、幼児教育・保育の無償化が10月１日より始まり、さらなる政策ニーズを把握しようと、私もアンケートを通じて利用者や事業者から直接声を聞く実態調査をいたしました。この中でですね、幼児教育・保育の今後取り組んでほしい政策の中で、「保育の質の向上」が主なものとして占めていました。この保育の質の向上のために何が必要なのかということで、問ましたけれども、これの答えが「処遇改善」ということでありました。保育の質の向上には保育士の処遇改善が大きな課題でありまして、多面的な支援策の早期実現が必要であります。先ほどの町からの回答の中で、令和３年度において、へき地保育所の指定管理者は更新を迎えるということで話がありました。ここで伺いたいのですが、これを期にこれからの１年間で、町とへき地保育所においては、父母会が中心となっておりますので、この父母会を中心として話を進めて調整をしていただく、先ほど同僚議員からも話がありましたように、保育士の育成でありますとか、確保、こういったものも含めて保育所の処遇改善を検討していただきたいということを思います。こういう部分を併せて町長の見解を伺いたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

**○議長（横関一雄）**佐藤町長。

**○町長（佐藤聖一郎）**ただ今の質問にお答えします。

門脇議員おっしゃるとおり、今、保育士の処遇改善という部分では、非常に求められている部分だというふうに我々も認識しております。今、指定管理をしていただいております父母会の方々がおられますけれども、指定管理者が誰になろうと、どこの団体になろうと、もし仮に町が直営でやらなければならないような状況になったとしても、ある程度一定の処遇という部分では改善して行かなければならないというふうに我々も認識しておりますので、これから次の指定管理者制度までの間、その部分は改善に向けて検討してまいりたいと思っている次第であります。

**○町長（佐藤聖一郎）**門脇議員。

**○３番（門脇吉春）**町長、答弁していただきましてありがとうございます。

へき地保育所についてはですね、過去の経緯からいきまして、指定管理者に誰がなろうともというお話がありましたけれども、どちらかと言いますと地域の協力によりまして、父母会が中心となって、今まで委託、そして指定管理の部分でも関わってきて担ってきたという部分があります。仁木には、にき保育園、そして、へき地保育所が大江・銀山と全部で３か所ありますけれども、にき保育園はよいち福祉会が中心となって進めております。残りの二つについてはへき地保育所ということで、地元の地域の父兄が中心となりながら、なかなか大変な中、保育士を確保したり、いろんな見積りの中でもって、指定管理の部分で入ってきておりますが、本当にこれから残りの１年間の中で、保育所もへき地保育所も教育と言いますか、保育に関してはレベルが違うのではなくて、同じ目線で、やはり子どもを育てていくという、今でもその部分の目標については同じで行っていると思うんですけれども、その分、待遇の面ですとか、いろいろな

環境でありますとか、そういうのがありますので、しっかりとですね１年間、地元の父母会とも、打ち合わせをしながらですね、しっかりとその分、将来の子どものためにやっていっていただきたい。この国の将来を担う子どもたちであります。また、仁木町の子どもたちについては、この町のすばらしさを知ってもらうという部分では、１番この保育の時代、まだ小学校・中学校がありますけれども、大事ではないかなと思います。その中で将来、懐かしいふるさと仁木町に戻ってくるというような、そういうことで、新規で入ってくる方そういう方も当然大事にしながら、また、戻ってくる方がまた戻ってこられるように、そういう環境づくりをしていくことが大事でありますので、このへき地保育所について、認可保育所もそうですけれども、今後の子どもを育てる意味でしっかりと大事な部分でありますので、この部分１年間協議していただいて、実りあるものにしていただいて、進めていっていただきたいということを思います。以上です。どうもありがとうございました。

**○議長（横関一雄）**続いて、『ＪＲ函館本線の存続について』以上１件について、上村議員の発言を許します。７番・上村議員。

**○７番（上村智恵子）**ＪＲ函館本線の存続について、質問します。

北海道新幹線の延伸は、並行在来線（長万部～小樽間）の経営分離を前提として進められています。経営分離は引き受ける会社の方針や経営規模によっては鉄路の廃止につながりかねない重大な問題です。

今回、ＪＲ北海道から経営分離され、北海道における唯一の第三セクター鉄道事業者となっている道南いさりび鉄道に伺い研修を実施してまいりました。道南いさりび鉄道は、第三セクター事業を実施する10年以上も前から計画を練られており、この地域においても2030年開業の新幹線計画への対策を早急に始めなければなりません。沿線住民の間では、存続を求める声が多く上がっており、地元住民の合意がない一方的な経営分離は認められません。また、北海道民全体の広範な議論も必要ではないでしょうか。７月22日に開かれた北海道新幹線並行在来線対策協議会の議論の内容はどうだったのでしょうか。仁木町の代表としての立場から町長の見解を伺います。

**○議長（横関一雄）**佐藤町長。

**○町長（佐藤聖一郎）**上村議員からの、ＪＲ函館本線の存続についての質問にお答えいたします。

北海道新幹線の札幌延伸に伴い、ＪＲ北海道から経営分離される函館・小樽間の地域交通の確保方策について協議検討を進めるため、平成24年に北海道知事をトップとして、沿線15自治体の首長で構成する北海道新幹線並行在来線対策協議会を設立しております。この協議会は、後志と渡島の各管内に、振興局も構成メンバーとしたブロック会議を設置し、これまでに、それぞれ６回の会議を開催し、道南いさりび鉄道を始めとした全国の第三セクター鉄道の経営状況や国の支援策などを踏まえながら地域交通の確保方策について、協議検討を行っているものであります。

ご質問の前段、７月22日の開催内容についてでありますが、第６回後志ブロック会議として、後志総合振興局において開催され、函館本線沿線自治体の９市町村長、北海道からは総合政策部　黒田敏之交通企画監が出席したほか、ＪＲ北海道から綿貫泰之常務取締役総合企画本部長の出席がありました。はじめに、ＪＲ北海道から中・長期の経営計画や長万部・小樽間の線区の情報について説明があり、質疑応答では、経営分離までは老朽化した構造物の随時改修を行うこと、ＪＲ貨物がこの線区を走る免許を持っていない

こと、仮に貨物が走行するとした場合、トンネルや鉄橋等の改修が必要になること、さらに、黒字の目処として１日１Km当たりの平均人数である輸送密度が2000人以上であることなどの説明がありました。続いて行われた北海道と沿線自治体との協議では、今後の進め方についての議論がされました。各首長からは、「スピード感を持って議論を進め、早く方向性を示して欲しい」、「方向性を決めるときには、専門家・有識者の助言が必要」、「二次交通の整備をしっかりとするべきである」、「自動運転を含めた新交通までしっかりと視野に入れて議論するべきである」など多くの要望、意見が出されたところであります。

後段の私の見解について申し上げます。私も本会議席上、長期的に地域住民の足を確保できるのか明確に比較検討できるよう、鉄道を存続させた場合と、鉄道だけではなくバスを始めとする交通体系を選択した場合の資料を提供していただき、その上でスピード感を持って議論を進めるべきであるとの意見を申し上げたところであります。私といたしましては、在来線、バスそれぞれの役割や活用方法を見出していく中で、様々な可能性を考え今後の選択肢を広げ議論していく必要性があると感じているところであります。以上でございます。

**○議長（横関一雄）**上村議員。

**○７番（上村智恵子）**はじめに、町長の見解はそのとおりだと感じています。今のＪＲ北海道は後ろ向きの発言ばかりです。函館本線住民の会で講演してくれた北海道教育大学の武田先生は、この間、北海道の鉄道がズタズタにされそうだとの危機感から各振興局を訪ね、聞取りをして歩いたそうです。宗谷・オホーツク・根室振興局では振興局としてフォーラムやイベントなど独自企画を立て積極的に協力しているが、後志は「本庁に聞かないと答えられない」など、責任逃れの回答に終始していたと聞いています。後志ブロック会議では、交通企画監しか出席していないのでしょうか。後志振興局においても倶知安駅の開発に伴って、後志の公共交通の大事な役割を担うと思うのですが、どうなのでしょうか。

**○議長（横関一雄）**嶋井企画課長。

**○企画課長（嶋井康夫）**７月22日の町長に出席いただいている、後志のブロック会議、こちらの方には後志総合振興局の局長も出席して地域全体で協議をしているところでございます。

**○議長（横関一雄）**上村議員。

**○７番（上村智恵子）**倶知安町の在来線駅の移設工事は始まっているんでしょうか。

沿線から明確な反対がなかったために、このまま実施の可能性大と言われていますが、協議会ではこの問題は出ていたのでしょうか。倶知安駅の駅前広場の計画で在来線が存続か廃止か二案を作る予定だと聞いていましたが、ここのところはどうなっているんでしょうか。

**○議長（横関一雄）**嶋井企画課長。

**○企画課長（嶋井康夫）**こちらの方はですね、町長が出席された会議と、また我々担当者の会議もございまして、そういうところでもいろんな話が出ております。倶知安駅に関しましては、まだ、ちょっとはっきりと工事が進んでいるのかどうかというところまでは、こちらの方では押さえてございません。

存続・廃止という部分に関しては、実は来年度に実際の乗降客に関する調査を行います。その調査のデータ、又はＪＲから新しく今後の方針とか、そういうものを聞いた上で、改めてみんなで決めてこうという話になっていまして、今の時点でははっきりとした、そういう存続だ、廃止だという話ではございませ

ん。

**○議長（横関一雄）**上村議員。

**○７番（上村智恵子）**倶知安駅で存続した場合の線路と、それから廃止した場合の線路と２つの案を出しているということで、駅前広場の総合計画みたいなのを作るというふうになっていたんですけれども、それはそうしたら来年度に決まってから作るということになっているんでしょうか。

**○議長（横関一雄）**嶋井企画課長。

**○企画課長（嶋井康夫）**今の件につきましては、倶知安町の方のたぶん駅に伴う開発だとか、そういう町づくりの方の計画が絡んでいるのかと思うんですけれども、私どもの方ではちょっと押えていないので、今後、もう少し情報収集をしてみたいと思います。

**○議長（横関一雄）**上村議員。

**○７番（上村智恵子）**協議会の中で出されていた意見の中に、「方向性を決めるときには専門家・有識者の助言が必要だ」と言っていましたが、そのとおりだと思うんです。沿線の経営分離に同意している自治体だけで、北海道とＪＲに対して存続してほしいという意見は出てこないと思うんです。それで、来年度に存続かどうか決めるという話になっておりますけれども、やはり沿線の商工会とか観光協会なども入れた協議会が必要ではないかというふうに思います。

この協議会は傍聴できる仕組みになっているんでしょうか。

**○議長（横関一雄）**嶋井企画課長。

**○企画課長（嶋井康夫）**はっきりとはわかりません。ただ、私の記憶では確かできなかったのではないかと思っています。

**○議長（横関一雄）**上村議員。

**○７番（上村智恵子）**できないんですよね。

それで、やはり大事なことを決める過程というのが、住民に全然知らされないで存続するのか廃止するのかというのを決められては本当に困るので、やはりその中で本当にいろんな専門家とか、どういうふうになっていくのか、先ほど町長もバスの場合はどのぐらいで、鉄道の場合はどのぐらいの赤字が出るのかということを、きちんと資料も出しながらやっていくという方向で、傍聴できるような仕組みにもぜひしてほしいと思いますし、やはり、町長だけではなく、地元の有識者の方、観光協会とか経済界の人も含めたそういう協議会をしっかりと作った上で、存続か廃止かというふうにしてほしいと思うんです。また、オール北海道で構成する北海道鉄道活性化協議会というものも、今、北海道全部の鉄道を考える上で、開催されているかと思うんですけれども、そこには参加しているんでしょうか。

**○議長（横関一雄）**嶋井企画課長。

**○企画課長（嶋井康夫）**札幌の大学の先生とかが入って、いろいろ行なわれているものなのかとは思うんですけれども、そこには出席しておりません。

**○議長（横関一雄）**上村議員。

**○７番（上村智恵子）**道議会の中でこの問題が出されたときに、やはり、各関係自治体もぜひこういうのに参加して、北海道全体として考えてほしいというような意見も道議会の中で出されていたので、ぜひ仁

木町としてもこういうものがあるときには、ぜひ参加してほしいと思います。

また今回、道南いさりび鉄道を研修させていただきましたけれども、ＪＲ北海道を主体とした第三セクターということで、貨物があるから線路使用料が取れて、採算が取れるのかということを思っていましたがそうではありませんでした。収入以上に保守点検にお金がかかり、結局、お客様にいかに乗ってもらうかが鍵ということになっているようです。いさりび鉄道の営業の方はその沿線を歩いて、どのような地域性か、おいしいものは何か、環境はどうか等を見て歩いたそうです。鉄道に対する情熱が存続の鍵だと思いました。それに比べて、ＪＲ北海道は観光客がいくら来ても余市駅のＩＣカードの導入はしない、便数はどんどん減らしていって、蘭越町とか倶知安町の高校生が本当に困っているという話も聞くほど、「やむなし」という状況を作り出しているとしか見えません。経営が厳しくトンネルや鉄橋等の改修もできないと言っているのに、新幹線の高速化に関する前向きな投資として、120億円もの設備投資をポンと出す。民間会社ですから、どうこう言えませんけれども経営姿勢について理解に苦しむところです。情報がなくて、どうしようもありませんけれども、先ほどの協議会ももっと回数を増やしていく必要があると思いますが、どうでしょうか。

**○議長（横関一雄）**嶋井企画課長。

**○企画課長（嶋井康夫）**只今の上村議員からの質問ですけれども、町長等のですね、首長の皆さんが出る会議、それは今だいたい年１回ぐらいのペースで行なわれているのですが、我々実際の町村担当者の会議としては、もう少し行なっておりまして、それで、今年度も８月と10月と、もう２回ほど、そういうような会議を我々の方では開催させてもらっています。その中にも当然、場合によってはＪＲの方に来ていただいたり、又は振興局は常に入るような形で進めているという部分もございます。今後、そういう中で、さらに検討していければと思います。

**○議長（横関一雄）**上村議員。

**○７番（上村智恵子）**沿線の自治体の町長さん方の考えというのは、一応は、この鉄路を残すということで一致しているかと思うんですけれども、余市町なんかは特別委員会を作って、その都度協議しているらしいんですけれども、そのときに蓄電池電車の可能性にかけて、何とか余市町までは、絶対に鉄路残すんだというようなことが、この特別委員会の中で話し合われていましたし、倶知安町は新幹線の駅ができればそれで良いというふうに担当者が思っていたりと、一応、函館本線を残してほしいということではありますけれども、各町村がやはりバラバラでは、本当にこの鉄路を通していくことはできないと思うんです。それで、ぜひ本当に本音で討論を行ってほしいというふうに思っています。2030年度ですからまだまだ先のことですけれども、仁木町のまちづくり、北海道全体の問題でもあるかと思います。今あちらこちらでバスの廃止もされ、自治体で独自にバスを出したりしていますが、この公共交通というものを、やはり国が真剣に考えてもらわなければならないということもあります。いさりび鉄道も80％が道の出資金で赤字補填に使われておりますし、この鉄道を分断して、本当に人口の密集しているところは採算が合うでしょうけれども、北海道なんかは本当にはじめから赤字ありきのＪＲ北海道だったと思いますので、やはりこの公共交通圏ということでは北海道民一人ひとりもそういう意識をもって、公共交通を考えていかなければならないのではないかというふうに思います。北海道の事ですけれども、函館本線住民の会は、引き続

き鉄路を残すために研究していきますけれども、町長も情報を共有できるよう、住民にもいろいろお知らせしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

**○議長（横関一雄）**佐藤町長。

**○町長（佐藤聖一郎）**そういった情報は、広く公開できるものは公開して、皆さんに経過状況をできればと考えています。

公共交通は、非常に難しくて自治体でできることというのは限られているんです。我々でできることというのは、潤沢なお金があるわけでもないので、維持をするというふうにしても、なかなか厳しいものがあるというふうに思います。私は、一貫してこの件に関して考えている思いとしては、いかに鉄路を残すかということよりも、今の時点でどう利用者に乗ってもらうかということを努力しない限り、おそらくこの問題というのはいつまでも続くわけですし、その足りない部分の負担というのは自治体に求められてもなかなかこれは難しい物があります。ですから私が協議会の中でお話しているのは、バスにするのか鉄道にするのかのいずれの選択にしても、やはり利用者にとって、又は地域住民にとってなるべく負担のない乗りやすいものにしていかなければ、なかなかこれから先、維持していくことは難しいということで、主張をしておりますので、他の首長はそれぞれ皆さん考え方もあるので、それぞれ考え方が違うと思いますけれども、どんな可能性があるのかと言うのを探るために、今回協議会を前倒しして、早い段階でこういういう協議を行っているところでございますので、この協議会の中での、様々な情報を公開できるものは、皆さんと情報共有して、今後の鉄道の在り方について考えていければと思っております。

**○議長（横関一雄）**上村議員。

**○７番（上村智恵子）**わかりました。

担当者の会議がこまめに開かれるということで、ぜひ先ほどの関係者をもっと広く募るとか、有識者や学者というか知識人の人達も加えた、そういう協議会も立ち上げてもらえるようにお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。よろしくおねがいします。

**○議長（横関一雄）**以上で、一般質問を終わります。

---

**日程第10　議案第１号**

**仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について**

**日程第11　議案第２号**

**特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について**

**日程第12　議案第３号**

**仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について**

**○議長（横関一雄）**日程第10、議案第１号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』ないし、日程第12、議案第３号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』以上３件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

**○町長（佐藤聖一郎）**それでは一括提案されました、議案３件につきまして、提案説明をさせていただき

ます。

まずはじめに、議案第１号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成３年仁木町条例第２号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和元年12月19日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

議案第２号のページをお開き願います。議案第２号、特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について。特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例（昭和44年仁木町条例第１号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和元年12月19日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

最後に、議案第３号のページをお開き願います。議案第３号、仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町職員の給与に関する条例（昭和41年仁木町条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和元年12月19日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

以上、３件を一括提案説明とさせていただきます。なお詳細につきましては、新見総務課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（横関一雄）**新見総務課長。

**○総務課長（新見　信）**議案第１号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定から、議案第３号、仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定までの条例改正につきましては、関連がございますので一括でご説明申し上げます。

それでは議案第１号、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明申し上げます。

本年８月７日の人事院勧告によりまして、国会及び内閣に対して国家公務員の給与に関し、官民格差等に基づき給与水準の見直しの勧告が出されました。今回の主な改定は民間の支給状況等を踏まえ、勤勉手当支給月数0.05月の引き上げ及び俸給表の水準の引き上げの改定となっておりまして、これに伴い第200回臨時国会において法案が可決されたところでございます。この度の条例改正につきましては、本町といたしましても、公務員の労働基本権の制約の代償措置であります人事院勧告を尊重し、また、国準拠の基本的理念の下、職員給与等に対して人事院勧告どおりの改定方針を決定したところでありまして、合わせて議会議員の期末手当の支給月数を0.05月引き上げ、総支給月数を4.50月とする条例改正でございます。なお、この改正に伴う関係予算につきましては、議案第４号、一般会計補正予算書17ページ、１款．議会費、３節．職員手当等に記載しており８万8000円の増となるものでございます。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表の１ページをお開き願います。右側欄が現行の条例でありまして左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所でございます。第１条関係の改正につきましては、第５条の期末手当支給額の条文中、期末手当の支給率「100分の222.5」を「６月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」に改めまして、支給月数を0.05月引き上げ、総支給月数を4.50月とするものでございます。

２ページをお開き願います。第２条関係の改正につきましては、第５条の期末手当支給額について、第１条関係で改正した支給月数を６月と12月の支給率双方を100分の225と改めまして、総支給月数を4.50月

とするものでございます。第１条による改正と第２条による改正での総支給月数の変更はございません。次に、中段から下になります、附則でございます。附則第１項及び第２項につきましては、施行期日と適用の定めであり、第１条関係の改正は公布の日から施行し、12月１日から適用するもので、第２条関係の改正は令和２年４月１日から施行するというものでございます。附則第３項につきましては、改正前の条例で既に支給された期末手当は改正後の条例の規定による期末手当の内払いという規定でございます。

以上で議案第１号の説明を終わりまして、次に議案第２号、特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましてご説明いたします。

こちらの改正につきましては、只今ご説明いたしました議案第１号と改正趣旨・内容を同じくし、本年の国家公務員における給与等の改正に係る人事院勧告を踏まえた国準拠の改定方針に基づいた職員給与費の改定に合わせまして、町長、副町長及び教育長の期末手当支給月数を0.05月引き上げ、総支給月数を4.50月に改正するというものでございます。なお、この改正に伴う関係予算につきましては、議案第４号、一般会計補正予算書19ページ、２款．総務費及び52ページ、10款．教育費、３節．職員手当等に記載しており９万5000円の増となります。

こちらも改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明させていただきます。新旧対照表１ページをお開き願います。第１条関係の改正につきましては、第４条第２項中、期末手当支給率「100分の222.5」を「６月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」に改めまして支給月数を0.05月引き上げ、総支給月数を4.50月とするものでございます。

２ページをお開き願います。第２条関係の改正につきましては、第４条２項中、第１条関係で改正いたしました支給月数を６月と12月支給の支給率双方を100分の225と改めまして、総支給月数を4.50月とするものでございます。第１条による改正と第２条による改正での総支給月数の変更はございません。次に附則になります。附則第１項及び第２項につきましては、施行期日と適用の定めでありまして、第１条関係の改正は公布日の日から施行し、12月１日から適用するもので、第２条関係の改正は令和２年４月１日から施行するというものでございます。附則第３項につきましては、改正前の条例で支給さた期末手当は改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす規定でございます。

以上で、議案第２号の説明を終了いたしまして、続きまして議案第３号、仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本条例の一部改正につきましても、本年８月７日に出されました国家公務員に対する人事院勧告並びに給与法の可決に伴い、国準拠の改定方針に基づいた本町の職員給与費の改定方針により、勤勉手当支給月数の0.05月引き上げ、及び職員の給料表の改定について所要の改正を行うものでございます。この改正に伴う関係予算につきましては、議案第４号から議案第７号のすべての会計の補正予算書におきまして、２節．給料、３節．職員手当等、４節．共済費となっておりますので、予算書のページ数につきましては割愛させていただきますが、関係する予算額といたしましては人事院勧告分として職員給与費分約47万円でありまして、その他共済費、退職等による給与費の増減を含みますと総額としては約43万円の増となるものでございます。主な改正内容につきましては、民間給与との格差0.09％を埋めるため高卒初任給について2000円、大卒初任給について1500円の引上げ、その他、若年層について平均約0.1％の引き上げを基本と

した給料表の改定及び勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げることにより、勤勉手当の総支給月数を1.9月とするものでございます。

それでは、こちらも改め文の朗読を省略し、新旧対照表で説明させていただきます。改め文５ページの次になります、新旧対照表の１ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして左側が改正後となってございます。アンダーラインを付している箇所が改正箇所でございます。第１条関係をご説明いたします。第23条第２項第１号は、職員の勤勉手当に係る支給率「100分の92.5」を「、６月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改めまして、12月分の勤勉手当を0.05月引き上げるものであります。中段から６ページまでの別表第１につきましては給料表の改正で、水準を１級の高卒初任給で2000円引き上げております。また、その他若年層につきましても30歳代半ばの職員が在籍する号俸について、平均0.1％の改定を行っているものでございます。

続きまして第２条関係をご説明いたします。新旧対照表の７ページをお開き願います。第23条第２項第１号中、第１条関係で改正した支給月数を６月と12月の支給率双方を100分の95と改めまして、勤勉手当総支給月数を1.9月とするものでございまして、第１条による改正と第２条による改正で総支給月数の変更はございません。次に、附則でございますが、附則の第１項及び第２項につきましては、施行期日と適用の定めでございまして、第１条関係の改正は公布の日から施行し平成31年４月１日から適用し、第２条関係の改正は令和２年４月１日から施行するというものでございます。附則第３項につきましては、改正前の条例で既に支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすという規定でございます。新旧対照表８ページの附則第４項につきましては、規則への委任に関する規定でございます。以上で議案第１号から議案第３号までについての一括説明を終わります。

**○議長（横関一雄）**一括議題３件の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これより議案ごとに、討論・採決を行います。

それでは、議案第１号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第１号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第１号『仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第２号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第２号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第３号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』の討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第３号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第３号『仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

**休　憩　　午後　２時３６分**

---

**再　開　　午後　２時５０分**

**○議長（横関一雄）**休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、９名です。

---

**日程第13　議案第４号**

**令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第４号）**

**○議長（横関一雄）**日程第13、議案第４号『令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第４号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

**○町長（佐藤聖一郎）**議案第４号、令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第４号）。令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入

歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6340万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億1419万円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第２条、地方債の変更は、第２表　地方債補正による。令和元年12月19日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（横関一雄）**渡辺財政課長。

**○財政課長（渡辺吉洋）**議案第４号、令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第４号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお開き願います。第１表　歳入歳出予算補正、歳入でございます。12款．交通安全対策特別交付金から22款．町債までそれぞれ補正いたしまして、歳入総額に補正額の合計6340万9000円を追加し、補正後の歳入合計額を38億1419万円とするものでございます。

２ページをお開き願います。歳出でございます。１款．議会費から３ページの13款．諸支出金までそれぞれ補正いたしまして、歳出総額に補正額の合計6340万9000円を追加し、補正後の歳出合計額を38億1419万円とするものでございます。

４ページをお開き願います。第２表　地方債補正、１．変更でございます。地方債につきましては各事業の実施に伴い変更を行うものでございます。火葬場改善事業は、限度額を1380万円から1240万円に、町道中フレトイ線整備事業は、限度額を460万円から420万円にそれぞれ変更するものでございます。

５ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。１款．町税から22款．町債まですべての科目を載せたものでございます。

次に、６ページをお開き願います。歳出でございます。１款．議会費から14款．予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、国道支出金は710万9000円の増、地方債は180万円の減、その他財源は125万6000円の減、一般財源は5935万6000円の増となっております。

７ページをお開き願います。歳入予算補正事項別明細書、歳入でございます。交通安全対策特別交付金につきましては、今年度交付される交付金がゼロ円となったことから、50万円を減額し廃款とするものであります。

８ページをお開き願います。15款．国庫支出金、１項．国庫負担金、１目．民生費国庫負担金は230万9000円の追加でございます。障害者自立支援給付費負担金が27万1000円の追加、子どものための教育・保育給付費負担金が203万8000円の追加でございます。２目．衛生費国庫負担金につきましては７万4000円の追加でございます。これは国民健康保険基盤安定負担金の額の確定に伴う追加でございます。３項．委託金、１目．総務費委託金につきましては1000円の追加でございます。これは自衛官募集事務委託金の増に伴う追加でございます。

９ページをお開き願います。16款．道支出金、１項．道負担金、１目．民生費道負担金は２万2000円の減額でございます。障害者自立支援給付費負担金が13万5000円の追加、後期高齢者負担金が117万6000円の減額、子どものための教育・保育給付費負担金が101万9000円の追加でございます。それぞれ負担金の額の

決定に伴うものでございます。２目．衛生費道負担金につきましては140万6000円の追加でございます。国民健康保険基盤安定負担金の決定に伴う追加でございます。２項．道補助金、１目．総務費道補助金は300万円の追加でございます。農業振興施設等整備事業補助金の追加でございます。３項．道委託金、１目．総務費委託金は34万1000円の追加で、権限委譲事務委託金の決定と選挙費委託金の精算によるものでございます。

11ページをお開き願います。17款．財産収入、１項．財産運用収入、２目．利子及び配当金は10万7000円の減額でございます。各基金の利子の確定によるものでございます。

12ページをお開き願います。18款．１項．１目．一般寄附金につきましては6057万9000円の追加でございます。ふるさと納税に係る寄附金でございます。

次に、13ページをお開き願います。19款．繰入金、１項．基金繰入金、１目．財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため120万円の減額でございます。３目．公共施設等整備基金繰入金につきましては64万2000円の減額でございます。長沢会館施設改修工事と、果実とやすらぎの里公園遊具補修工事の減額によるものでございます。

次に、14ページをお開き願います。21款．諸収入、４項．受託事業収入、１目．教育費受託収入は73万1000円の減額でございます。学校給食受託負担金について、児童・生徒・教職員数に伴う減額でございます。５項．４目．雑入は70万1000円追加でございます。これは建物災害共済金22万4000円の追加、後志教育研修センター負担金還付金2000円の追加などによるものでございます。

15ページをお開き願います。22款．１項．町債につきましては先ほどの地方債補正で説明したとおりでございます。

17ページをお開き願います。歳出でございます。１款．１項．１目．議会費は58万6000円の減額でございます。２節．給料につきましては、給与改定に伴う追加、３節．職員手当等につきましては、議員任期に係る支給率の変更による議員報酬の減額、給与改定に伴う期末手当の追加、給与改定等に伴う勤勉手当の減額、４節．共済費は標準報酬月額の変更による追加でございます。また、９節．旅費、及び11節．需用費につきましては、議会だより発行経費等の執行残の減額でございます。

19ページをお開き願います。１款．総務費、１項．総務管理費、１目．一般管理費は28万2000円の減額でございます。１節．報酬は表彰審議委員会の事業完了に伴う減額でございます。２節．給料から４節．共済費は給与改定等に伴う人件費の補正でございます。

21ページをお開き願います。７節．賃金につきましては時間外手当分の追加でございます。また、８節．報償費、９節．旅費、11節．需用費は功労者等表彰審議会の完了、町内会活動事業の完了に伴う執行残の減額、19節．負担金補助及び交付金は事業費確定による減額でございます。

22ページをお開き願います。２目．交通安全推進費は16万7000円の追加で、修繕費の追加でございます。４目．財産管理費は38万円の追加でございます。職員住宅の修繕費の追加でございます。５目．企画費は６万8000円の減額でございます。テレビ難視聴施設修繕の執行残でございます。８目．ふるさとづくり事業費は3058万8000円の追加でございます。ふるさと納税の基金積立分の追加でございます。

次に、23ページをお開き願います。２項．徴税費、１目．税務総務費は28万4000円の追加でございます。

２節．給料から４節．共済費は給与改定等に伴う人件費の補正でございます。

24ページをお開き願います。３項．１目．戸籍住民登録費は31万2000円の減額でございます。２節．給料から４節．共済費は給与改定等に伴う人件費の補正でございます。また、18節．備品購入費につきましては、住民基本台帳ネットワークシステム導入の執行残でございます。

25ページをお開き願います。４項．選挙費につきましてはすべて執行残によるものでございます。１目．選挙管理委員会費は１万8000円の減額、２目．参議院議員選挙費は94万5000円の減額でございます。

27ページをお開き願います。３目．知事道議選挙費は77万6000円の減額でございます。

29ページをお開き願います。４目．仁木町議会議員選挙費は121万1000円の減額でございます。

次に、31ページをお開き願います。５項．統計調査費、２目．経済センサス費は９万円の減額で、調査員の報酬の執行残でございます。

33ページをお開き願います。３款．民生費、１項．社会福祉費、１目．社会福祉総務費は27万9000円の減額でございます。２節．給料から４節．共済費は給与改定等に伴う人件費の補正でございます。15節．工事請負費は、長沢会館の改修工事の執行残の減額でございます。

34ページをお開き願います。２目．老人福祉費は15万3000円の減額でございます。２節．給料から４節．共済費は給与改定等に伴う人件費の補正でございます。８節．報償費から12節．役務費につきましては、敬老会開催に係る執行残の減額でございます。

35ページをお開き願います。４目．心身障害者特別対策費は76万2000円の追加でございます。これは障害福祉サービス費等支弁経費でシステム導入に係る負担金22万円の追加でございます。また、扶助費において54万2000円の追加で、補装具の給付額の増によるものでございます。

36ページをお開き願います。５目．国民年金事務費は24万4000円の追加でございます。２節．給料から４節．共済費は給与改定等に伴う人件費の補正でございます。19節．負担金補助及び交付金はプログラム修正費負担金の追加でございます。

37ページをお開き願います。６目．後期高齢者医療費は135万円の追加でございます。これは北海道後期高齢者医療広域連合の令和元年度の療養給付費の決定に伴う追加、及び後期高齢者医療特別会計繰出金の減額によるものでございます。２項．児童福祉費、１目．児童福祉総務費は489万円の追加でございます。これは、子どものための教育・保育給付費の増、及び平成30年度の子育て支援対策事業放課後児童健全育成事業に返還金が生じたことにより追加するものでございます。

38ページをお開き願います。４款．衛生費、１項．保健衛生費、１目．保健衛生総務費は38万4000円の減額でございます。これは２節．給料から４節．共済費は給与改定等に伴う人件費の補正でございます。19節．負担金補助及び交付金は、余市協会病院救急医療体制維持補助金257万8000円の追加、国民健康保険事業特別会計繰出金285万7000円の減額でございます。

39ページをお開き願います。４目．環境衛生費は167万5000円の減額でございます。11節．需用費は40万4000円の追加で、ごみ搬入量の増に伴う電気料の増加でございます。13節．委託料は空缶等分別収集委託料及びプラスチック類収集委託料の入札による減額でございます。15節．工事請負費は、火葬場補修事業の入札による減額でございます。19節．負担金補助及び交付金は、未給水地域等自家用施設事業補助金

の執行残によるものでございます。

40ページをお開き願います。５目．上水道費につきましては簡易水道事業特別会計への繰出金６万8000円を追加するものでございます。

41ページをお開き願います。５款．労働費、１項．１目．労働諸費につきましては、財源内訳の変更でございます。国庫支出金が２万4000円の増、一般財源が２万4000円の減でございます。

42ページをお開き願います。６款．農林水産業費、１項．農業費、１目．農業委員会費は14万1000円の追加でございます。２目．農業総務費は15万1000円の追加でございます。１目、２目ともに２節．給料から４節．共済費は給与改定に伴う人件費の補正でございます。

43ページをお開き願います。３目．農業振興費は300万円の追加でございます。19節．負担金補助及び交付金はシャインマスカットの冷蔵庫導入補助金の追加でございます。７目．農用地再編開発事業費は31万円の追加でございます。13節．委託料はフルーツパークにきのスチーム＆コンベクションオーブンの修繕費分及び除雪機の修繕費分でございます。

44ページをお開き願います。７款．１項．商工費、１目．商工総務費は７万7000円の追加でございます。２節．給料から４節．共済費は給与改定等に伴う人件費の補正でございます。２目．商工振興費は2999万4000円の追加でございます。ふるさと納税特産品贈呈事業に係る通信運搬費及び委託料の追加でございます。

46ページをお開き願います。８款．土木費、１項．土木管理費、１目．土木総務費は40万2000円の減額でございます。２節．給料から４節．共済費は給与改定等に伴う人件費の補正でございます。12節．役務費は土木用連絡車の自動車損害保険料の執行残による減額でございます。13節．委託料は、果実とやすらぎの里公園の管理委託料の見積り合せによる減額でございます。15節．工事請負費は、果実とやすらぎの里公園の遊具補修工事の入札による減額でございます。18節．備品購入費は、土木用連絡車の執行残、27節．公課費は、土木用連絡車の自動車重量税の減額でございます。

47ページをお開き願います。２目．土木機械管理料は４万8000円の減額でございます。これは除雪専用車の車検料の執行残によるものでございます。

48ページをお開き願います。２項．道路橋りょう費、１目．道路橋りょう総務費は１万7000円の減額でございます。２節．給料から４節．共済費は給与改定等に伴う人件費の補正でございます。８節．報償費は、道路愛護組合報償の執行残でございます。

49ページをお開き願います。２目．道路維持費は25万8000円の減額でございます。15節．工事請負費は、町道舗装補修事業の入札による減額でございます。18節．備品購入費はチェーンソー購入の執行残でございます。３目．道路新設改良費は51万6000円の減額でございます。13節．委託料は町道中フレトイ線の測量設計委託料の入札による減額でございます。15節．工事請負費は町道北星２号線の改良舗装工事の入札による減額でございます。３項．河川費、１目．河川総務費につきましては３万1000円の減額でございます。12節．役務費は樋門管理業務の保険料の執行残でございます。13節．委託料は余市川桜づつみ管理委託料で見積り合せによる減額でございます。

50ページをお開き願います。４項．住宅費、１目．住宅管理費は18万9000円の減額でございます。これ

は、２節．給料から４節．共済費は給与改定等に伴う人件費の補正でございます。

52ページをお開き願います。10款．教育費、１項．教育総務費、２目．事務局費は５万3000円の追加でございます。２節．給料から４節．共済費は給与改定等に伴う人件費の補正でございます。

53ページをお開き願います。２項．小学校費、１目．学校管理費は３万2000円の減額でございます。これは施設解体工事の執行残でございます。２目．教育振興費は110万1000円の減額でございます。入札による減額でございます。４項．社会教育費、１項．社会教育総務費は９万9000円の追加でございます。２節．給料から４節．共済費は給与改定等に伴う人件費の補正でございます。

54ページをお開き願います。５項．保健体育費、１目．保健体育総務費は31万5000円の追加でございます。２節．給料から４節．共済費は給与改定等に伴う人件費の補正でございます。８節．報償費は各種スポーツ大会の参加報償に不足が生じましたので、大会等参加経費を追加するものでございます。

55ページをお開き願います。２目．体育施設費は16万2000円の減額でございます。これは町営プールに係る臨時職員賃金及び清掃委託料の執行残による減額でございます。

56ページをお開き願います。３目．学校給食費は17万9000円の追加でございます。３節．職員手当等から４節．共済費は給与改定等に伴う人件費の補正でございます。11節．需用費は修繕費の追加、13節．委託料は学校給食センターの配送委託料の執行残の減額でございます。

57ページをお開き願います。13款．諸支出金、１項．基金費、財政調整基金費は５万円の減額、２目．減債基金費は５万7000円の減額、３目．公共施設等整備基金費は1000円の減額でございます。こちらはそれぞれ利子が決定しましたので、利子分の積立金の補正でございます。59ページ以降は、補正後の給与費明細書でございます。以上で一般会計の補正予算の説明を終わります。

**○議長（横関一雄）**説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。４番・佐藤議員。

**○４番（佐藤秀教）**４番・佐藤。

それでは、予算書の43ページ、６款．農業水産業費、３目．農業振興費の中の負担金補助及び交付金のの部分で、シャインマスカット冷蔵庫導入補助金、今回はこれに300万円が補正されてございますけれども、これは私の記憶では年度当初は予定されていなかったと思いますけれども、この時期の導入ということもありまして、導入に至った経過と費用対効果について説明お願いします。

**○議長（横関一雄）**鹿内産業課長。

**○産業課長（鹿内力三）**シャインマスカットの冷蔵庫導入補助金300万円の導入の経過につきましてご説明いたします。

導入したところはですね、仁木ハウスぶどう生産組合でございまして、この組合は22名で生食用ブドウのシャインマスカットを道内でいち早く産地化・ブランド化を目指す取組を今まで進めてきたところでございます。道内の主産地として果樹を栽培していた本町のブドウ栽培は、販売単価が高くない品種が多く作付されておりました。このため、高単価が期待できる品種の導入が課題となっており、他県で導入が進んできたシャインマスカットを北海道内では先行して導入することとし、栽培技術の確立のための取組を続けて来たものでございます。この間、地元の農業改良普及センターや、農協生産組合、仁木町でプロジ

ェクトチームを立ち上げ、一体でブランド農産品に育て上げるための取組をしてまいりました。取組の中で他県の先進状況を視察しており、その際、冷蔵庫の導入による長期高品質化を図る事例があり、本町でも導入に向けて検討してきたものでございます。生産組合では、道内青果店での事例調査やメーカー視察による機器の内容を確認し、本年度２基の導入を決めたものです。その際に、後志総合振興局へも相談させていただきながら、道の補助金の要望をしていたものが、今回内示を受けたというものでございまして、補正予算の提出に至ったわけでございます。導入後の効果といたしましては、出荷時期を伸ばすことができ、前年、昨年度は出荷日数が８日間だけだったものが、本年は、９月27日から現在も出荷中ということでございます。高単価で販売できる年末年始まで出荷を延ばすことができ、この時期の道内産シャインマスカットで唯一の産地としてのブランド化にもつながっていくものと考えております。以上です。

**○議長（横関一雄）**佐藤議員。

**○４番（佐藤秀教）**それでは、これはすでに導入されているということでしょうか。

**○議長（横関一雄）**鹿内産業課長。

**○産業課長（鹿内力三）**議員おっしゃるとおり、既に導入されております。

この事業につきましては、道の補助金を活用した事業でございまして、町の間接補助でございます。歳入で同額の300万円を見ておりまして、同額の300万円を歳出で補正しているものでございます。以上です。

**○議長（横関一雄）**佐藤議員。

**○４番（佐藤秀教）**４番・佐藤。

そこで、本年度の執行方針の中で、シャインマスカットのブランド化に向けて取り組むということでございましたけれども、どのような取組をされたのか、そして、その効果について説明願います。

**○議長（横関一雄）**鹿内産業課長。

**○産業課長（鹿内力三）**先ほどの質問でもお答えしましたように、このブランド化につきましては、ブランド化チームをつくりまして対応しているところでございます。現在ブランド化チームでは栽培マニュアルの作成やブランドネーミングの検討、ニセコリゾートエリアでの外国人富裕層向けの試験販売やＧ20でのＰＲ、ＳＮＳを活用した認知度アップの取組を実施しているところでございます。栽培マニュアルでは17度以上の糖度や15㌘以上の粒の大きさ、600㌘以上の房の高品質なブドウが生産組合全体で栽培されるように取り組み、また、ブランドのネーミングの取組では、来年度の収穫時期に合わせて発表できるように今から検討しているものでございます。また、道内でいち早く産地化に取り組む本町のシャインマスカットのブランドに向けてですね、道からも応援をいただいており、ニセコエリアでの試験販売やＧ20への出店などは、後志総合振興局から協力をいただき実施しております。以上です。

**○議長（横関一雄）**佐藤議員。

**○４番（佐藤秀教）**４番・佐藤。

ぜひ今後とも、このシャインマスカットのブランド化に向けて、しっかり取り組んでいってほしいと思います。

次に、45ページの７款．商工費、２目．商工振興費、この中のふるさと納税特産品贈呈業務委託料ということで、今回2992万4000円が補正されてございますけれども、この内訳について説明をお願いします。

**○議長（横関一雄）**四十坊産業課参事。

**○産業課参事（四十坊供之）**ふるさと納税の件につきましてのご質問でございますけれども、このことにつきましては、３定議会でも質疑の中でお答えをさせていただきまして、その時点で80％ということで、その後年末調整等もございますので、更に上積みを期待していたところ、実際それを上回る結果というか、寄附がございまして、最終的に175％の予算対比ということでですね、１億4057万9800円というふうに最終的に寄附額を見込んでございます。それに伴う返礼品の委託、並びにサイト掲載等での手数料といったようなものを委託料として計上して2992万4000円ということになります。以上でございます。

**○議長（横関一雄）**佐藤議員。

**○４番（佐藤秀教）**４番・佐藤。

当初予算では寄附額は8000万円と今回見込んでいまして、それで、当初予算ではその関連経費ということで4522万2000円ということで計上されております。それで、当初予算では基金の繰入金、積立金ですけれど、これが3476万6000円ということで計上されておりますけれども、今回補正で関連経費が当初予算と今回を合わせますと7521万6000円ということになると思います。それで寄附額については、歳入でありますように、今回、6057万9000円予算計上されていまして、それを当初予算の8000万円と合わせますと、先ほど参事の方からもお話がありましたように約１億4000万円という寄附額になります。これらを総合的に勘案して最終的には、どの程度積立額が期待できるのか、今段階で、もしわかればご説明願います。

**○議長（横関一雄）**四十坊産業課参事。

**○産業課参事（四十坊供之）**只今の積立額の最終見込みということでございますけれども、当初予算3477万8000円に対して、最終的には6536万4564円ということで、補正額3058万7000円ということで、増額をこういう形で予想させていただきました。以上でございます。

**○議長（横関一雄）**佐藤議員。

**○４番（佐藤秀教）**もう１回、ちょっとゆっくりお願いします。

**○議長（横関一雄）**四十坊産業課参事。

**○産業課参事（四十坊供之）**失礼いたしました。

積立金の当初予算額3477万8000円に対しまして、寄附見込額が１億4057万9800円ということで、その後の支出見込みが7521万5236円と見込みまして、その差引きの積立見込額は6536万4564円。ちょっと細かくて申し訳ないんですけれども、そういった見込みになってございます。以上でございます。

**○議長（横関一雄）**他に質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第４号『令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第４号）を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第４号『令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第４号)』は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第14　議案第５号**

**令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）**

**○議長（横関一雄）**日程第14、議案第５号『令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

**○町長（佐藤聖一郎）**議案第５号、令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号)。令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万9000円を追加し、歳入歳出予算の補正総額を歳入歳出それぞれ２億214万7000円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。令和元年12月19日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（横関一雄）**渡辺財政課長。

**○財政課長（渡辺吉洋）**議案第５号、令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお開き願います。第１表　歳入歳出予算補正、歳入でございます。３款．財産収入、４款．繰入金、及び６款．諸収入を補正いたしまして、歳入総額に補正額の合計22万9000円を追加し、補正後の歳入合計額を２億214万7000円とするものでございます。

２ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費と５款．基金積立金を補正いたしまして、歳出総額に補正額の合計22万9000円を追加し、補正後の歳出合計額を２億214万7000円とするものでございます。

３ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。１款．国民健康保険税から６款．諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

４ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費から６款．予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳でございますが、その他財源が9000円の増、一般財源が22万円の増となっております。

５ページをお開き願います。歳入予算補正事項別明細書、歳入でございます。３款．財産収入、１項．財産運用収入、１目．利子及び配当金は、国保財政調整基金の利子9000円の追加でございます。

６ページをお開き願います。４款．繰入金、１項．一般会計繰入金、１目．保険基盤安定繰入金は197

万4000円の追加で、保険基盤安定負担金の交付額の決定に伴うものでございます。２目．一般会計繰入金は483万1000円を減額するものでございます。国保財政安定化支援事業の額の決定に伴う減額及び給与改定に伴う人件費の追加によるものでございます。２項．基金繰入金、１目．財政調整基金繰入金は624万9000円の減額でございます。

７ページをお開き願います。６款．諸収入、３項．１目．雑入は平成30年度の後志広域連合の決算に基づく負担金の精算に伴い932万6000円の追加でございます。

９ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費、１項．総務管理費、１目．一般管理費は７万1000円の追加で、２節．給料から４節．共済費は給与改定等に伴う人件費の補正でございます。

10ページをお開き願います。２目．広域連合負担金は後志広域連合への負担金に不足が見込まれますことから14万8000円を追加するものでございます。

11ページをお開き願います。５款．１項．１目．基金積立金は１万円の追加でございます。これは国保財政調整基金への利子積立分の追加でございます。13ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で国民健康保険事業特別会計の補正予算の説明を終わります。

**○議長（横関一雄）**説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第５号『令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第５号『令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第15　議案第６号

## 令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

**○議長（横関一雄）**日程第15、議案第６号『令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

**○町長（佐藤聖一郎）**議案第６号、令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）。令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。歳入歳出

予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億7108万1000円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。令和元年12月19日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（横関一雄）**渡辺財政課長。

**○財政課長（渡辺吉洋）**議案第６号、令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお開き願います。第１表　歳入歳出予算補正、歳入でございます。３款．繰入金を補正いたしまして、歳入総額に補正額の合計６万8000円を追加し、補正後の歳入合計額を３億7108万1000円とするものでございます。

２ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費を補正いたしまして、歳出総額に補正額の合計６万8000円を追加し、補正後の歳出合計額を３億7108万1000円とするものでございます。

３ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。１款．使用料及び手数料から６款．町債まですべての科目を載せたものでございます。

４ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費から４款．予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳でございますが、一般財源６万8000円の増となっております。

５ページをお開き願います。歳入でございます。３款．繰入金、１項．１目．一般会計繰入金は６万8000円の追加でございます。

７ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費、１項．総務管理費、１目．一般管理費は６万8000円の追加でございます。２節．給料から４節．共済費まで給与改定等に伴う人件費の補正でございます。９ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で簡易水道事業特別会計の補正予算の説明を終わります。

**○議長（横関一雄）**説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第６号『令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号)』を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第６号『令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号)』は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第16　議案第７号**

**令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）**

**○議長（横関一雄）**日程第16、議案第７号『令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

**○町長（佐藤聖一郎）**議案第７号、令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号)。令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ189万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7254万1000円とする。第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表　歳入歳出予算補正による。令和元年12月19日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（横関一雄）**渡辺財政課長。

**○財政課長（渡辺吉洋）**議案第７号、令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

１ページをお開き願います。第１表　歳入歳出予算補正、歳入でございます。３款．繰入金を補正いたしまして、歳入総額から補正額の合計189万3000円を減額し、補正後の歳入合計額を7254万1000円とするものでございます。

２ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費及び２款．後期高齢者医療広域連合納付金を補正いたしまして、歳出総額から補正額の合計189万3000円を減額し、補正後の歳出合計額を7254万1000円とするものでございます。

３ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。１款．後期高齢者医療保険料から５款．諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

４ページをお開き願います。歳出でございます。１款．総務費から４款．予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳でございますが、一般財源が189万3000円の減となっております。

５ページをお開き願います。歳入予算補正事項別明細書、歳入でございます。３款．繰入金、１項．一般会計繰入金、１目．事務費繰入金は32万5000円の減額で北海道後期高齢者広域連合の事務費負担金の決定によるものでございます。２目．保険基盤安定繰入金は156万8000円の減額で、北海道後期高齢者広域連合の保険基盤安定負担金の決定によるものでございます。

７ページをお開き願います。歳出予算補正事項別明細書、歳出でございます。１款．総務費、１項．総

務管理費、１目．一般管理費につきましては１万3000円の追加でございます。３節．職員手当等及び４節．共済費は給与改定等に伴う人件費の補正でございます。

８ページをお開き願います。２款．１項．１目．後期高齢者医療広域連合納付金は、北海道後期高齢者医療広域連合の納付金の決定に伴い190万6000円の減額でございます。９ページ以降は、補正後の給与費明細書でございます。以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

**○議長（横関一雄）**説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第７号『令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号)』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第７号『令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号)』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第17　議案第８号

## 報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

**○議長（横関一雄）**日程第17、議案第８号『報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

**○町長（佐藤聖一郎）**議案第８号でございます。

報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。報酬及び費用弁償に関する条例（平成３年仁木町条例第１号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和元年12月19日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見総務課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（横関一雄）**新見総務課長。

**○総務課長（新見　信）**議案第８号、報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明申し上げます。

この度の条例改正につきましては、これまで監査委員は、知識経験者及び議会議員から選出した委員の

２名でありましたが、平成31年第１回仁木町議会定例会において、仁木町監査委員条例の一部を改正する条例が可決され、条例第３条において議会議員からは選出しないこととしたことから、報酬条例別表第１中、「議会議員から選出した委員」の文言を削除するものであります。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表１ページをお開き願います。右側が現行の条例で左側が改正後となってございます。アンダーラインを付してあるところが改正箇所となってございます。こちら別表第１中、「議会議員から選出した委員」を削り、別表第１を改めるものでございます。附則につきましては、施行期日の定めでありまして、公布の日から施行するというものでございます。以上で議案第８号についての説明を終わります。

**○議長（横関一雄）**説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第８号『報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第８号『報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第18　議案第９号**

**仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について**

**○議長（横関一雄）**日程第18、議案第９号『仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

**○町長（佐藤聖一郎）**議案第９号でございます。

仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について。仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和54年仁木町条例第７号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和元年12月19日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、川北住民課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（横関一雄）**川北住民課長。

**○住民課長（川北　享）**議案第９号、仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、成年後見人と権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領要領の一部改正が行われたことにより、仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正の必要が生じたものでございます。

改正の内容は、成年被後見人の一律な権利制限が見直されたことにより、印鑑登録の資格要件の変更、及びデータの記録を磁気テープから磁気ディスクに改正するものであります。

それでは改め文の朗読を省略し、新旧対照表によりご説明申し上げます。新旧対照表の１ページをご覧下さい。右側が現行で左側が改正後となっております。アンダーラインが引いてあるところが改正箇所であります。第２条第２項第２号は、成年被後見人という理由で、一律に資格から排除する仕組を改め、資格にふさわしい能力があるかどうかについて個別的・実質的な審査を行う仕組へと見直すための改正でございます。次に、第３条第３項の改正につきましては、データの記録を磁気テープから、磁気ディスクへ改正し、確実に記録するための改正でございます。附則は施行期日の定めであり、この条例は公布の日から施行するというものであります。以上で説明を終わらせていただきます。

**○議長（横関一雄）**説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第９号『仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第９号『仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

日程第19　議案第10号

仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

**○議長（横関一雄）**日程第19、議案第10号『仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

**○町長（佐藤聖一郎）**議案第10号でございます。

仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり制定する。令和元年12月19日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見総務課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（横関一雄）**新見総務課長。

**○総務課長（新見　信）**議案第10号、仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、今回の条例制定に至った経緯でございますが、制定の背景といたしまして、地方公共団体におきましては厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため臨時・非常勤職員が増加し、平成28年４月現在において、全国で64万人まで増加してきました。しかしながら、地方公務員法では、非常勤職員について、法律上の採用方法や任用の取扱い等が明確に定められていない部分もあり、各団体において取扱いがそれぞれ異なるなどの課題がございました。これらの課題を解決するため、地方公務員法において、これまでの特別職及び臨時的任用職員の任用根拠などを厳格化し、更に一般職の非常勤職員については統一的な取扱いを定め、適切な運用を図る制度として、会計年度任用職員制度を盛り込んだ地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年５月に公布され、来年４月１日から全国すべての地方公共団体においてこの制度が導入されることとなりました。本制度導入に伴い、この法の趣旨を踏まえ本町におきましても現行の臨時・非常勤任用職員制度について、給料・報酬などの給与面に関する規定を整備し、令和２年度から会計年度任用職員制度に移行するものでございます。

条例の規定内容につきましては、大きく会計年度任用の職をフルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員の２種とし、それぞれ規定を整備したものでございます。この条例については全部で30条の条文により構成されておりまして、各条文についてそれぞれご説明を申し上げます。第１条では、本条例の趣旨を定めておりまして、地方公務員法第24条第５項、地方自治法第203条の２第５項及び204条第３項の規定に基づき、法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものと趣旨を説明しているものでございます。第２条では定義として、会計年度任用職員に係る用語の意義について定めておりまして、フルタイム会計年度任用職員は１週間当たりの勤務時間が正規職員と同じ勤務時間のものとし、それより短い勤務時間のものをパートタイム会計年度任用職員と定義しております。第３条では、会計年度任用職員に対して支給する給与等について規定し、給料、通勤手当、時間外に係る手当、期末手当を支給することとしております。第４条では会計年度任用職員に支給する給料について別表に定める給料表とすると規定してございます。第５条につきましては、給料表の適用を受ける会計年度任用職員の号俸についての定め方を規定してございます。規則で定める基準に従い任命権者が決定するいうことでございます。

次ページをお開きください。第６条では、給料の支給について、給与条例を準用し正規職員と同様の取扱いとする旨を定めているものでございます。第７条につきましては、通勤手当に関する規定で正規職員と同様の取扱いとする旨を定めてございます。第８条から、次ページ、３ページの第10条までにつきましては、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に関する規定で、給与条例を準用し、正規職員と

同様の取扱いとする旨を定め、適用する場合の読み替え規定を定めているものでございます。続きまして第11条では、給料及び各種手当等の清算時における端数処理の方法を定めているもので、１円未満の金額を四捨五入により処理することを定めてございます。第12条第１項では期末手当に関する規定で、６月以上の任期のある職員について支給すると定めておりまして、第２項におきましては任期が６月未満の職員が６月以上の期間勤務することとなった場合は、支給対象とするという旨を定めているものでございます。12条の第３項につきましては、会計年度をまたいで６月以上となった職員についても支給対象とする旨の規定となってございます。

次ページ、４ページをお開き願います。第13条はフルタイム会計年度任用職員の勤務１時間当たりの給与額の算出方法を定めている規定で、年間の給料額を年間の勤務時間数から休日分を除いた時間数で割った額とすることが規定されております。第２項につきましては減額に係る勤務１時間当たりの給与額の算出方法を定めているものでございます。中段、第14条は有給休暇等による場合を除きまして勤務しない時間があるときは、給与を減額する旨を定めた規定となってございます。第15条以降につきましては、こちらはパートタイム会計年度任用職員について規定しているものとなります。15条の第１項では、パートタイム職員の報酬額について定めているもので、第１項では月額で報酬を定めるものについて規定しておりまして、勤務時間に応じた割り返しにより算出することを定めております。第２項におきましては、日額で報酬を定めるものについて、そして、次ページになります。第３項におきましては時間で報酬額を定めるものについて規定しているものでございます。第４項につきましてはそれぞれ前の３項で基準月額という言葉が出てきておりますけれども、基準月額についての定義で、フルタイム会計年度任用職員の給料表を適用した額ということで定義をしております。第16条から第18条までは時間外勤務に関する報酬について定めているもので、パートタイム会計年度任用職員は勤務時間が短いことから、給与条例を準用せず記載しておりますが、フルタイム会計年度任用職員の規定である第８条から第10条と同様、正規職員と同じ考え方での規定となってございます。

７ページになります。７ページにつきましては、第19条です。報酬及び時間外に係る報酬などにおける端数処理の方法を定めているもので、１円未満の金額を四捨五入により処理することを定めているものでございます。第20条第１項についてはパートタイム職員に係る期末手当に関する規定で、フルタイム職員と同様に６月以上の任期のある職員について支給すると定めておりまして、第２項におきましては任期が当初６月未満の職員が６月以上の期間勤務することとなった場合は、支給対象とするという旨を定めているものでございます。第３項におきましては会計年度をまたいで６月以上となった職員についても、支給対象とする旨を定めているものでございます。下段、第21条におきましては、報酬の支給に関する定めで１か月分を１期間として支給するものと規定し、第２項におきましては、日額及び時間額により報酬が定めている者は、それぞれ日数及び時間数に応じて計算すると規定しているものでございます。

次ページ、８ページ、第３項におきましては、月額報酬のものについては、正規職員と同様の計算により通勤にかかる費用弁償を支給する旨の規定となってございます。第22条におきましてはパートタイム会計年度任用職員の勤務１時間あたりの給与額の算出方法を規定しておりまして、月額報酬、日額報酬及び時間額報酬のものについて、それぞれ算出方法を定めておりまして、第２項は減額に係る勤務１時間当た

りの給与額の算出方法を定めている規定でございます。第23条におきましては、報酬の減額に関する規定で、有給休暇等による場合を除いて勤務しない時間があるときは、給与を減額する旨を定めた規定となっておりまして、第１項は月額報酬の者、第２項は日額報酬の者に関する規定となっております。

次ページ、９ページになります。第24条におきましては、外国語指導助手に関する報酬について定めております。現在派遣を受けているということから条例で定める給料表に適応させることができないため、報酬額及び報酬の支給に関する事項を別に定めるものとすると規定するものでございます。第25条につきましては、通勤にかかる費用弁償に関し定めているものでございます。中段、第26条につきましては、旅費に係る費用弁償について規定しているもので、仁木町職員の旅費に関する条例の規定にならって支給すると定めているものでございます。第27条は報酬の支払いに際して報酬から控除することができるものを定めたものでございます。第28条では特に必要と認める職員の給与について別に定めることができる旨の規定となってございます。第29条につきましては休職者には給与は支給しない旨を定めているもので、第30条は必要な事項は規則で定める旨の規定となってございます。別表につきましては、会計年度任用職員に適用する給料表となっておりまして、１号俸から、12ページの51号俸までを今回制定するものでございます。こちらの号俸につきましては、職員の給料表の１級の号俸と同じ金額、号俸となっているものでございます。附則第１項につきましては、施行期日の定めでございまして、９ページの方に戻っていただくことになります。この条例につきましては、令和２年４月１日から施行するというものでございます。附則の第２項につきましては、これまで非常勤職員として任用してきた職員が新たに会計年度任用職員としてこの条例の適用を受けることとなった場合において、現在の賃金額に達しない場合については、その差額を支給する旨の規定となっているものであります。条例の説明については以上で終わらせていただきます。

**○議長（横関一雄）**説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。４番・佐藤議員。

**○４番（佐藤秀教）**４番・佐藤。

いろいろ今、説明を受けましたけれども、全然中身がわからないといいますか、正直に言って。職員の方は、来年度からこれが施行されるということで、当然、予算にも反映されるということで、皆さんご理解されていると思うんですが、私どもが、今、説明を受けた中では、なかなかちょっと分かりづらい部分がございまして、確かに来年、令和２年４月１日からこの制度が導入されて、非正規職員、うちで言えば臨時職員あるいは嘱託職員が当たると思いますけれども、この処遇等について法律上の根拠が明確になるということでの説明かと思いますけれども、まず、第２条のフルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員、これは現行制度に照らし合わせてどのように適応されるのか、その取扱いについてちょっとわかりやすく説明をお願いしたいと思います。

**○議長（横関一雄）**新見総務課長。

**○総務課長（新見　信）**条例の第２条の定義のところでございます。フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員ということでございます。こちら、佐藤議員仰るように、現在の臨時職員、非常勤職員（嘱託職員）ということになるんですけれども、今回の法改正に伴いまして、仕組としては臨時

的任用職員は、臨時的任用職員として厳格化された上で残る形になります。それ以外に、嘱託職員さんがフルタイムとパートタイムで残るというイメージが１番今の町に合致しているのではないかという感じでおります。フルタイムの職につきましては、正規職員と同じ時間、１日７時間45分、週38時間45分ですね、１週間の勤務時間を正規職員と同じくする扱いの職員をフルタイム会計年度任用職員、そして１分でも短い職員については、パートタイム会計年度任用職員ということで、今現在、町で庁舎におります嘱託職員については、現在７時間勤務となってございますので、パートタイム会計年度任用職員にあたります。給食の調理員さん等もフルタイムで７時間45分では働いてはいない状況なので、そちらもパートタイム会計年度任用職員ということになります。次年度、制度が始まった段階でフルタイムの会計年度任用職員になる職員は現在のところ想定はしていない状況でございます。

**○議長（横関一雄）**佐藤議員。

**○４番（佐藤秀教）**４番・佐藤。

それで、今うちの町では、この非正規職員の方が、かなり先ほどの行政報告でありましたように公務の中心的な部分を担っているということでございまして、会計年度任用職員の導入に伴って就業に当たっての処遇、あるいは服務規程の方はどういう取扱いになるのか、今までどおりと同じなのか、それとも厳しく服務規定も課せられるのか、その辺についてちょっとお尋ねします。

**○議長（横関一雄）**新見総務課長。

**○総務課長（新見　信）**これまでの取扱いとどう変わるのかということでお答えをさせていただきたいと思います。

新たにこの制度に基づいた会計年度任用職員につきましては、懲戒・分限等の処分の対象となります。地方公務員法に則った形での運用と言いますか、そういう形になりますので、懲戒・分限の対象にもなりますし、人事評価の対象にもなってきます。その他にですね、休暇等については、これまで与えられていなかった部分の休暇などもあるんですけれども、そちらの方も正規職員並みにあたるような形でですね、制度を改正していくという形になりますので、基本的に職員と同じ制限が掛かるような形になります。

**○議長（横関一雄）**佐藤議員。

**○４番（佐藤秀教）**それで今、課長のご説明で、来年度は、フルタイム会計年度任用職員はいないということでございましたが、この制度の導入によって、来年度、関連予算については、どの程度見込まれるのかご説明願います。

**○議長（横関一雄）**新見総務課長。

**○総務課長（新見　信）**次年度におけるこの会計年度任用職員制度導入における影響ということでございます。

お金に関しない部分については先ほどお話したとおりでございますけれども、財政的な影響といたしましては、現在、積算した部分で、現在いる職員数で計算したものになりますけれども、新たに来年度から期末手当を支給するということになります。こちらの部分がですね、これまで支給してこなかった部分でございますので、その分で初年度で約500万円程度、そして２年目になりますと、その金額が少し増えまして、800万円程度になるものと見込んでいるものでございます。こちらの試算についてはですね、新たに始

まる制度ということで、職員もそうなんですけれども４月に採用された職員については、６月に手当が出ることになるんですけれど、期間率をかけることになりますので、30％ということで予定しておりますので、１年目は若干少ないという形になります。

**○議長（横関一雄）**他に質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第10号『仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第10号『仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

日程第20　議案第11号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

**○議長（横関一雄）**日程第20、議案第11号『地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

**○町長（佐藤聖一郎）**議案第11号でございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。令和元年12月19日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては新見総務課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（横関一雄）**新見総務課長。

**○総務課長（新見　信）**議案第11号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、ご説明いたします。

この度の条例制定の背景といたしましては、議案第10号でもご説明いたしましたが、非常勤職員に係る法律上の任用根拠、任用の取扱いが明確に定められてない課題があるということから、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年５月に公布され、来年４月から施行されることとなってござ

います。こちらの法律の中で特別職非常勤職員及び臨時職的任用職員の任用要件が厳格化されまして、会計年度任用職員制度が導入されるということになったものでございます。この度の条例改正につきましてはこの法改正に伴いまして、特別職非常勤職員としての任用について改めて整備を行いまして、特別職非常勤職員として任用することとした職員の整備や会計年度任用職員制度導入に伴います規定の追加など、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、新たに会計年度任用職員制度が導入されることに伴いまして、勤務条件、育児休業、分限及び懲戒の規定に関し、会計年度任用職員に関する規定の追加や改正、臨時的任用職員及び特別職の非常勤職員の職の整理などに対応するための規定の整備を行うものでありまして、改正条例は10条例ございます。

新旧対照表により、順にご説明申し上げます。新旧対照表１ページをお開き願います。第１条は、仁木町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。第３条中、「短時間勤務の職を占める職員」の次に「及び法第22条の２第１項第２号に掲げる職員」を追加し、報告事項ではない非常勤職員からフルタイム会計年度実施任用職員を除くとするものですので、フルタイム会計年度任用職員については報告対象になるということでございます。

続きまして、新旧対照表２ページをお開き願います。第２条は仁木町職員定数条例の一部改正でございます。第１条中「臨時的任用の職員」の次に、「(臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。)」を追加し、定数条例における対象外の職員を臨時的任用職員のうち、臨時の職に関する場合の臨時的任用職員に限定すると規定するものでございます。

続きまして、３ページをお開き願います。第３条は職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。第３条第１項及び第２項は文言の整理でございます。第３条第４項につきましては、会計年度任用職員に対する休職についてはその任期の範囲内とし、第４項として新たに追加するものでございます。

新旧対照表４ページをお開き願います。第４条は職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でございます。条例第４条減給に関する条文中、パートタイム会計年度任用職員については、新たに定める条例に基づく報酬について減額対象とする旨を規定したものでございます。

続きまして、新旧対照表５ページをお開き願います。第５条は仁木町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正でございます。第21条におきまして、「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改めまして、会計年度任用職員に係る勤務時間、休暇等については、規則により定めるものとするというものでございます。

６ページをお開き願います。第６条関係は、仁木町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。こちらは非常勤職員も育児休業を取得できるように改正するものでございます。条例の第２条においては、育児休業をすることができない職員を規定した規定でありまして、非常勤職員について継続的な勤務が見込まれないものなど、育児休業の対象とすることが適当でない職員を定め、第３項として追加しているものでございます。

７ページをお開き願います。第２条の３につきましては、非常勤職員の育児休業の期間を定めているもので、第１号におきましては、原則１歳の誕生日までと定め、第２号、第３号ではそれぞれの条件により

まして、１歳２か月、１歳６か月までの間で育児休業を取得できる旨、定めた規定となっているものでございます。

次ページ、新旧対照表８ページをお開き願います。中段になります。第２条の４につきましては、特に必要と認められる場合として、２歳までの間で育児休業の取得を可能とする規定でございます。最下段、第２条の５につきましては、これまでの２条の３を繰り下げて２条の５としたものでございます。

次ページ、９ページをお開き願います。第３条は既に育児休業をしたことがある場合の取得の特例を定めた規定で、第５号は文言の整理、第６号では特別の事情として保育の利用を希望しているが、その実施がされていないことの文言を追加するものでございます。第７号及び第８号につきましても、非常勤職員の適用に関し特例を規定しているものでございます。下段、第４条につきましては、育児休業期間の延長は１回に限られているというものでございますが、特別の事情がある場合に限り再度の延長を可能とする規定で、保育の利用を希望し、申し込みをしているが実施が行われないことの文言を追加するものでございます。

10ページをお開き願います。10ページの第７条は育児休業中の職員に対する期末手当の支給に関する規定でありますが、会計年度任用職員は除くとする改正でございます。第８条は職務復帰後における号俸の調整に関する規定ですが、会計年度任用職員を除くとする改正でございます。第10条は文言の整理となってございます。

新旧対照表の11ページをお開き願います。第11条は育児短時間勤務の取得に関する特別の事情を定める規定ですが、第７号に保育の利用を希望し申し込みしているが、実施が行われないことの文言を追加するものでございます。第14条は文言の整理で、第18条につきましては部分休業を取得できない職員を定めた規定でございます。これまで本文に規定していたものを第１号として号立てし、新たに１年未満の非常勤職員を第２号として規定するものでございます。

新旧対照表の11ページから12ページにかかっております、第19条に関しましては、部分休業に関して定めている規定でございます。同条第１項では部分休業の取得可能な時間について、非常勤職員の取扱いを追加した規程で、第２項におきましては、１日２時間の範囲内で行うと定める規定から非常勤職員を除く規定となってございます。更に、第３号においては、非常勤職員の部分休業の取得可能時間数について、２号で除いておりますので、第３号で可能時間数について規定しているというものでございます。続きまして第20条です。第20条におきましては、部分休業の場合の給与の取扱いについて、第２項として会計年度任用職員に係る規定を追加しているものでございます。

13ページをお開き願います。第７条関係につきましては、報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。本条例におきましては、特別職の任用の厳格化に伴う改正と、改めて特別職として整理した職があることに伴う改正となってございます。第１条につきましては、これまでの特別職の委員・職員に関する規定を、第６号では地方自治法第138条の４第３項に基づき、法令や条例に基づき設置した附属機関の構成員、執行機関の委員を特別職とする旨を規定しているものでございまして、第７号につきましては、法律で助言や調査・診断などを行うものを法律で第３条第３項第３号として、特定して定めたことによる規定の改正となってございます。第８号につきましても、投票管理者や立会人など選挙に関する職員を法

律で特別職として個別に規定していましたことから、新たに８号として規定するものでございます。

13ページの下段から21ページまでにつきましては特別職の委員とするものを別表に規定しているものでございます。改正するこの別表におきましては、特別職の委員として職を見直し整理したことによりまして、新たに地域公共交通活性化協議会委員、予防接種健康被害調査委員会委員を追加し、特別職から除外する職については、学校外国語指導助手ＡＬＴや町内会長、墓地管理者などを特別職から除外をしているものでございます。13ページ下段から15ページまでの別表第２につきましては、最初の別表につきましては、こちら新しい条例の第６号に基づく附属機関の委員として整理したものでございます。これまでの別表第２と別表第３をですね、包含した形、合わせた形となってございますが、先ほどもお話ししました地域公共交通活性化協議会及び予防接種健康被害調査委員会を新たに追加しているものでございます。

別表３につきましては、16ページから17ページになります。法律におきまして限定列挙により特定された特別職の委員の表として新たに設定するものでございます。本町においてはご覧の４種の委員となるものでございます。

続きまして、別表第４でございます。18ページになります。18ページから21ページまでが、別表４でございます。こちらは新たに選挙関係の職員に関する報酬額を定めたものでございます。こちらの表は、現在投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例という条例がございまして、そちらの別表に記載されている内容ですが、この条例で規定して１つの条例として整備するというものでございます。

続きまして、新旧対照表の22ページをお開き願います。第８条関係として、仁木町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第25条におきまして会計年度任用職員の給与については、この給与条例ではなく、別に条例で定めると改正するものでございまして、議案第10号で可決していただいた条例で定めるというものでございます。

新旧対照表23ページをお開き願います。第９条関係は、仁木町職員の旅費に関する条例の一部改正でございます。第１条におきまして、公務のために旅行する職員の次に、括弧書きとして、会計年度任用職員に関する規定を追加しているもので、フルタイム会計年度任用職員について条例適用をするための改正でございます。第２条におきましても、第２項中、第４条に規定する行政職給料表の次に、「及び仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和　年仁木町条例第　号）別表給料表」という文言を追加し、会計年度任用職員に係る用語の定義を規定したものでございます。

第10条関係につきましては、条例廃止のため新旧対象表はございませんので、改め文に戻っていただきますが、改め文の11ページになります。第10条関係は投票管理者等の報酬額及び費用弁償額並びに支給方法に関する条例の廃止でございます。本整備条例の第７条で行います、報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正により投票管理者など選挙関係の職員に関する報酬額の規定につきましては、その一部改正条例に含めることとして改正いたしますので、この条例を廃止するというものでございます。附則につきましては施行期日の定めでございまして、令和２年の４月１日から施行するというものでございます。以上で議案第11号についての説明を終わります。

**○議長（横関一雄）**説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第11号『地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第11号『地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第21　議案第12号

## 仁木町地域公共交通活性化協議会設置条例の制定について

**○議長（横関一雄）**日程第21、議案第12号『仁木町地域公共交通活性化協議会設置条例の制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

**○町長（佐藤聖一郎）**議案第12号でございます。

仁木町地域公共交通活性化協議会設置条例の制定について。仁木町地域公共交通活性化協議会設置条例を別紙のとおり制定する。令和元年12月19日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、嶋井企画課長の方から申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（横関一雄）**嶋井企画課長。

**○企画課長（嶋井康夫）**議案第12号、仁木町地域公共交通活性化協議会設置条例の制定について、ご説明申し上げます。

はじめに、この度の条例制定の背景でありますが、先ほどの議案第11号でも説明のありましたとおり、令和２年４月１日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行されることにより、今回改めて任用について整理を行い、仁木町地域公共交通活性化協議会の委員については、特別職非常勤職員として任用の厳格化を図る必要が生じてまいりました。そこで、本協議会の委員については、地方自治法第138条の４第３項の規定により、執行機関の附属機関である委員として、法令又は条例に根拠が必要であるため、新たに仁木町地域公共交通活性化協議会設置条例を制定するというものでございます。

それでは、制定文によりご説明申し上げます。１ページをお開きください。第１条は協議会の設置目的で、地域公共交通網形成計画の作成及び実施、持続可能な地域公共交通網の形成に資する取組の推進に関

し必要な協議をするため協議会を設置するとしているものでございます。第２条は用語の定義で関係する法律において使用する用語の例によるとしております。第３条は協議会の所掌事務について、第４条は協議会を組織する委員の選出母体などについて定めております。

２ページ目をお開きください。第５条は会長及び副会長について、第６条は会議の進め方等について規定したものでございます。第７条は専門事項の協議を行うため部会を置くことができるいうことでございます。第８条は庶務は企画課にて行うということでございます。第９条は協議会への委任についての規定でございます。附則は施行期日の定めで、この条例は令和２年４月１日から施行するというものでございます。以上で説明を終わります。

**○議長（横関一雄）**説明が終わりました。

これから、質疑を行ないます。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第12号『仁木町地域公共交通活性化協議会設置条例の制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第12号『仁木町地域公共交通活性化協議会設置条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

**○議長（横関一雄）**お諮りします。

本日の会議時間は、審議の都合によってあらかじめ１時間延長し、午後６時までとしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日の会議時間は１時間延長し、午後６時までとすることに決定しました。

---

日程第22　議案第13号

仁木町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について

**○議長（横関一雄）**日程第22、議案第13号『仁木町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

**○町長（佐藤聖一郎）**議案第13号でございます。

仁木町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について。仁木町予防接種健康被害調査委員会条例を別紙のとおり制定する。令和元年12月19日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては、岩佐ほけん課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（横関一雄）**岩佐ほけん課長。

**○ほけん課長（岩佐弘樹）**議案第13号、仁木町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について、ご説明いたします。

はじめに、条例制定の背景についてご説明いたします。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和２年４月１日から施行されることに伴い、仁木町予防接種健康被害調査委員会委員は特別職非常勤職員として任用することになります。そのため、仁木町予防接種健康被害調査委員会設置規則に基づき昭和54年から設置している本調査委員会につきましては、地方自治法の規定により条例制定の必要が生じたものでございます。

次に、条例の内容について申し上げます。１ページをお開き願います。第１条では設置について規定しております。予防接種法に基づき実施された予防接種により町民が健康被害を受けたときに、仁木町予防接種健康被害調査委員会を設置することを定めています。第２条は調査について規定しております。健康被害について医学的見地等から調査依頼する内容を定めています。第３条及び第４条は委員及び委員の任期の規定であます。余市医師会が推薦する医師２名、北海道知事が推薦する専門医師１名及び所管の保健所長の計４名をもって委員会を組織し任期を２年と定めています。第５条は委員長の職務について定めております。第６条及び次のページにまいりまして、第７条は委員会及び会議の招集について定めております。第８条は委員以外の意見聴取について定めております。第９条は調査の報告について、第10条はその他について定めております。附則の第１項は施行期日の定めであり、この条例は令和２年４月１日から施行するというものであります。第２項は経過措置の定めであり、現在、規則に基づき委員に委嘱されているものは、本条例の規定により委嘱されたものとみなし、任期は規則により委嘱された委員の残任期間と同一期間とするというものであります。規則に基づく現在の委員は４名で、令和２年度末までの２年任期で本年４月に委嘱してございます。なお、補足といたしまして規則が施行された昭和54年以降、仁木町予防接種健康被害調査委員会が開催されたことはございません。以上で説明を終わります。

**○議長（横関一雄）**説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第13号『仁木町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第13号『仁木町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第23　議案第14号

## 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について

**○議長（横関一雄）**日程第23、議案第14号『戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

**○町長（佐藤聖一郎）**議案第14号でございます。

戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第１項の規定により、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の管理及び執行を仁木町が標茶町から受託することに関し、次のとおり規約を定めるための協議をすることについて、同条第３項の規定により準用する同法第252条の２の２第３項の規定に基づき議決を求める。令和元年12月19日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。

詳細につきましては川北住民課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願いします。

**○議長（横関一雄）**川北住民課長。

**○住民課長（川北　享）**議案第14号、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について、ご説明申し上げます。

戸籍システムの更新にあたりましては本町が所属している北海道自治体情報システム協議会において、更新経費が町村単独の対応では財政負担が大きいことから、システム機器の共同利用により経費削減を目的に戸籍システムの共同化が順次進められているところでございます。本町におきましても、令和元年第２回定例会において、えりも町、西興部村、三笠市、上川町、東神楽町及び中富良野町の戸籍に係る電子情報処理組織の事務及び執行を、仁木町が代表町として受託することについての規約が可決され、戸籍システムの共同化が順次進められておりますが、令和２年３月から、新たに標茶町が仁木町に委託を行いたい旨の申し出がありました。つきましては、地方自治法第252条の14第１項の規定により、戸籍に係る電子情報処理組織の事務の管理及び執行を仁木町が標茶町から受託することに関し、規約を定めるための協議をすることについて、同条第３項の規定により準用する同法252条の２の２第３項の規定に基づく議会の議決を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託に関する規約でございます。第１条の規定は、標茶町は戸籍に係る電子情報処理組織の事務の管理及び執行を仁木町に委託するものでございます。第２条は管理及び執行の方法、第３条は経費の負担、第４条は連絡会議の規定であり、第５条の補足として委託事務の管理及び執行について必要な事項は、北海道自体情報システム協議会の運営する会議において協議して定めるものとしております。附則は施行期日の定めであり、この規約は令和２年３

月２日から施行するというものでございます。以上で説明を終わります。

**○議長（横関一雄）**説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第14号『戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第14号『戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について』は、原案のとおり可決されました。

---

日程第24　発意第３号

仁木町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例制定

**○議長（横関一雄）**日程第24、発委第３号『仁木町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例制定』を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。上村議会活性化特別委員会委員長。

**○議会活性化特別委員長（上村智恵子）**それでは、仁木町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例制定の趣旨説明を行います。

別冊議案書の13ページです。発委第３号、仁木町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例制定。仁木町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第６項及び仁木町議会会議規則（昭和62年仁木町議会告示第１号）第13条第３項の規定により、別紙のとおり提出する。令和元年12月19日提出、提出者　仁木町議会議会活性化特別委員会委員長　上村智恵子。

この度の条例改正に至った経緯でありますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、一般非常勤職員として位置付けられる会計年度任用職員制度が新たに導入されることに伴い、仁木町議会議員政治倫理条例第４条第５号で表記されている「臨時職員等」の文言の改正が必要となり、議会活性化特別委員会にて協議したところ、「非常勤職員」に改めるとの結論に達したことから、仁木町議会議員政治倫理条例を一部改正をすることとし、委員会発委として、今定例会に上程するものでございます。

それでは、14ページの改め文の朗読を省略し、15ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所でございます。第４条第５号の「臨時職員等」という文言を「非常勤職員」に改めるものでございます。

附則は施行期日の定めであり、この条例は令和２年４月１日から施行するというものでございます。以上で説明を終わります。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

**○議長（横関一雄）**説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村委員長、自席へお戻り下さい。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、発委第３号『仁木町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例制定』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「ご異議なし」と認めます。

したがって、発委第３号『仁木町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例制定』は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第25　諮問第１号
## 人権擁護委員候補者の推薦について

**○議長（横関一雄）**日程第25、諮問第１号『人権擁護委員候補者の推薦について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

**○町長（佐藤聖一郎）**諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦について。人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第３条の規定により、本町の区域に置かれている人権擁護委員　関　孝心は、令和２年３月31日にその任期を満了するので、同法第６条第３項の規定に基づき、下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので議会の意見を求める。令和元年12月19日提出、仁木町長　佐藤聖一郎。記といたしまして、余市郡仁木町銀山３丁目162番地３、関　孝心、昭和32年10月10日生まれでございます。

只今、議案を朗読させていただきましたとおり、人権擁護委員を務められております、関　孝心氏が令和２年３月31日をもって任期満了となることから、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき同人を再任候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

関　孝心氏は、昭和32年10月10日生まれで、現在62歳でございます。住所は仁木町銀山３丁目162番地３で、北海道仁木商業高等学校をご卒業後、昭和51年３月から宗教法人　孝徳寺副住職、平成13年７月からは同寺の住職を務められております。また、平成９年１月から銀山三納税貯蓄組合長を務められ、平成14年には仁木町納税貯蓄組合連合から納税功労者表彰の組合長５年表彰を受けられております。人権擁護委員としては、平成20年４月１日から務められており、令和２年３月31日をもって４期目の任期が満了となります。人権擁護委員は、地域社会において人権相談、人権啓発、人権救済など、人権擁護活動に積極的

に従事することが求められることから、地域社会において信頼されるに足りる人格、識見や中立公正さを兼ね備えていることの他、社会貢献の精神に基づいて熱意をもって積極的かつ活発な人権擁護委員活動ができる方が望ましく、私といたしましては、再度、関　孝心氏を推薦いたしたく、議会の意見を賜りたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

**○議長（横関一雄）**説明が終わりました。

暫時休憩します。

**休　憩　　午後　４時４６分**

---

**再　開　　午後　４時５１分**

**○議長（横関一雄）**休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、９名です。

これから、諮問第１号『人権擁護委員候補者の推薦について』の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、諮問第１号『人権擁護委員候補者の推薦について』を採決します。

この採決は、起立によって行います。本件について、候補者は適任であるとして答申することに賛成の方は起立願います。

〔場内、全員起立〕

**○議長（横関一雄）**「全員起立」です。

したがって、諮問第１号『人権擁護委員候補者の推薦について』は、適任であるとして答申することに決定しました。

---

**日程第26　意見案第10号**

**国による妊産婦医療費助成制度創設並びに、福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止を求める意見書**

**○議長（横関一雄）**日程第26、意見案第10号『国による妊産婦医療費助成制度創設並びに、福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止を求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。５番・嶋田議員。

**○５番（嶋田　茂）**提出意見書について説明します。

別冊議案書の16ページです。意見案第10号、国による妊産婦医療費助成制度創設並びに、福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止を求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和元年12月19日提出。提出者は私、嶋田　茂。賛成者は、門脇吉春議員です。

意見書の内容につきましては、17ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内

閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いします。

**○議長（横関一雄）**説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

嶋田議員、自席へお戻り下さい。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第10号『国による妊産婦医療費助成制度創設並びに、福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止を求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第10号『国による妊産婦医療費助成制度創設並びに、福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止を求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

日程第27　意見案第11号

授業料減免制度の現行水準を維持することを求める意見書

**○議長（横関一雄）**日程第27、意見案第11号『授業料減免制度の現行水準を維持することを求める意見書』を議題とします。

本件について、提出議員の説明を求めます。７番・上村議員。

**○７番（上村智恵子）**提出意見書について説明いたします。

別冊議案書の18ページです。意見案第11号、授業料減免制度の現行水準を維持することを求める意見書。上記意見案を別紙のとおり提出する。令和元年12月19日提出。提出者は私、上村智恵子。賛成者は、佐藤秀教議員です。

意見書の内容につきましては、19ページに記載のとおりです。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣です。ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

**○議長（横関一雄）**説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（横関一雄）**「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村議員、自席へお戻り下さい。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、意見案第11号『授業料減免制度の現行水準を維持することを求める意見書』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、意見案第11号『授業料減免制度の現行水準を維持することを求める意見書』は、原案のとおり可決されました。

---

日程第28　委員会の閉会中の継続審査

○議長（横関一雄）日程第28『委員会の閉会中の継続審査』の件を議題とします。

野崎議会運営委員会委員長、野崎議会広報編集特別委員会委員長より、各委員会に関する事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

日程第29　委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（横関一雄）日程第29『委員会の閉会中の所管事務調査』の件を議題とします。

嶋田総務経済常任委員会委員長から、所管事務事項について、仁木町議会会議規則第74条の規定により、閉会中の所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、嶋田総務経済常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

休　憩　　午後　４時５９分

---

再　開　　午後　４時５９分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、９名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）令和元年第４回仁木町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げま

す。

議員各位におかれましては、本定例会に提案いたしました案件につきましてご可決を賜り、厚く御礼申し上げます。また、議案審議の中で、あるいは一般質問におきまして、議員の皆さまから頂戴しました多くのご意見・ご指摘等につきましては、今後、その対応に十分留意しながら、町政運営に取り組んでまいります。

さて、今年１年を振り返りますと、令和という新しい時代の幕開けを迎えた我々にとりまして、感慨深い年になったのではと感じております。いつの時代でも、時代の移り変わりに立ち会えることは大きな意義があるものと考えます。平成という時代を振り返りますとわずか30年の間で国内の情勢は著しく変化を遂げました。平成の時代が始まったころはバブル経済の真っ只中に始まり、日本の経済は高い成長率を維持してきたこともあってか、人口も戦後以降増加を続けるなど、国内には勢いがあった平成という時代の始まりでした。しかしその後、バブル経済の崩壊やリーマンショックなどの経済危機に直面し、金融機関の破綻、国内の政治情勢も政権が交代するなど不安定な状態に陥り、更には阪神淡路大震災や東日本大震災などの大規模災害に見舞われ、平成という時代は激動の時代であったといっても過言ではありません。一方で日本を取り巻く環境を見ておりますと、急速的に技術の革新が進み、ここ十数年でアジアの国々は急激な経済発展を遂げ、かつての国際社会における日本の存在感は、次第に薄れつつありますが、日本は既に発展を遂げ、今は成長の歩みを緩めている先進国の一つとしてこれからの時代とどのように向き合っていくべきなのかを考える岐路に立たされているものと考えます。以前も触れましたが、世界の共通開発目標として、「誰１人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」のため、2030年までの目標が掲げられております。日本もこれからの時代に対し多様性のある持続可能な社会を求めるのであれば、今から、そのための方策を講じておく必要があります。例えば、東京一極集中の状態を是正しなければ、将来的に首都圏出身者や都市部の出身者が増え、価値観の同一化をもたらし、地方発展の妨げの要因を生じさせてしまうことも考えられます。したがってこういう時代に直面している日本だからこそ将来に向けて今からできることや、すべきことを明確にさせ、未来に向けた取組を進めていかなければならない時代に入ったと捉えるべきでありますし、これからの令和という時代をどのような時代にしていくのか、今を生きる我々がしっかりと答えを導き出していくことが、次の世代を生きる若者たちにつながっていくものと期待しているところであります。

最後になりますが、年の瀬も押し迫り、何かと心世話しい時期となりますが、議員各位にはくれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げますとともに、今年１年間町政発展のために様々なご理解、ご協力を賜りましたこと、改めて感謝申し上げまして、閉会にあたっての挨拶に代えさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

**○議長（横関一雄）**お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第６条の規定により、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。本日は皆さま会議におかれましては、大変ご苦労様でした。来年も健康にご留意されまして、良いお年をお迎えください。

以上で、本日の会議を閉じます。令和元年第４回仁木町議会定例会を閉会します。

ご審議、大変お疲れ様でした。

閉　会　　午後　５時０４分

---

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議　　長

署 名 議 員

署 名 議 員

# 令和元年第４回仁木町議会定例会議決結果表

会　期　　令和元年１２月１９日～１２月１９日（１日間）
（ 開会 ～ 午前９時３０分 ／ 閉会 ～ 午後５時０４分 ）

| 議案番号 | 議件名 | 議決年月日 | 議決結果 |
|---|---|---|---|
| 報告第１号 | 平成30年度各会計決算特別委員会審査報告書 | | |
| | 付託議案第１号<br>平成30年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について | R１.12.19 | 認　定 |
| | 付託議案第２号<br>平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について | R１.12.19 | 認　定 |
| | 付託議案第３号<br>平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について | R１.12.19 | 認　定 |
| | 付託議案第４号<br>平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について | R１.12.19 | 認　定 |
| 承認第１号 | 専決処分事項の承認について<br>令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第２号） | R１.12.19 | 承認可決 |
| 承認第２号 | 専決処分事項の承認について<br>令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第１号） | R１.12.19 | 承認可決 |
| 議案第１号 | 仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について | R１.12.19 | 原案可決 |
| 議案第２号 | 特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について | R１.12.19 | 原案可決 |
| 議案第３号 | 仁木町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について | R１.12.19 | 原案可決 |
| 議案第４号 | 令和元年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第４号） | R１.12.19 | 原案可決 |
| 議案第５号 | 令和元年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号） | R１.12.19 | 原案可決 |
| 議案第６号 | 令和元年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号） | R１.12.19 | 原案可決 |
| 議案第７号 | 令和元年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号） | R１.12.19 | 原案可決 |
| 議案第８号 | 報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について | R１.12.19 | 原案可決 |
| 議案第９号 | 仁木町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について | R１.12.19 | 原案可決 |
| 議案第10号 | 仁木町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について | R１.12.19 | 原案可決 |
| 議案第11号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について | R１.12.19 | 原案可決 |
| 議案第12号 | 仁木町地域公共交通活性化協議会設置条例の制定について | R１.12.19 | 原案可決 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 議　案<br>第13号 | 仁木町予防接種健康被害調査委員会条例の制定について | R1.12.19 | 原案可決 |
| 議　案<br>第14号 | 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について | R1.12.19 | 原案可決 |
| 発　委<br>第3号 | 仁木町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例制定 | R1.12.19 | 原案可決 |
| 諮　問<br>第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | R1.12.19 | 適任答申 |
| 意見案<br>第10号 | 国による妊産婦医療費助成制度創設並びに、福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止を求める意見書 | R1.12.19 | 原案可決 |
| 意見案<br>第11号 | 授業料減免制度の現行水準を維持することを求める意見書 | R1.12.19 | 原案可決 |